スターリン主義打倒、反スタマルクス主義止揚、革命的マルクス・レーニン主義復権の旗を更に高く掲げ、国際非合法党を建設せよ！

赤報

1985年7月20日発行
共産主義者同盟（RG）
第43号 250円 発行人 野村 忠

日韓条約20年と資本輸出

はじめに

日本帝国主義はアメリカ帝国主義とともに、朝鮮革命の正面の敵である。それはとりわけ、一九六五年日韓条約以降の資本輸出によってつくり出された従属資本主義の固有な階級関係において根拠づけられる。

戦後の国際信用制度のもとでの、アメリカの対外直接投資を軸にした国際独占の再編・帝国主義の不均等発展は、新たな国際的次元での金融問題を内包し、矛盾をドル危機に現象させるものであった。ドル危機によるアメリカ援助削減は、反革命基地国家としての韓国の援助経済を決定的危機にもっていった。援助経済における韓国資本の蓄積様式の固有の矛盾激化が、経済的政治的危機の動因であることは、四・一九革命の経済綱領にただちに明らかである。

日本帝国主義のアジア再侵略が本格化する契機に位置した日韓条約は、このような具体的条件におけるものであった。一九六五年はアジア的規模では、ベトナム戦争が激化の一途をたどるなかで、インドネシア九・三〇事件がおこり、フィリピンではマルコスが大統領に就いている。日韓条約・台湾円借款は、このような戦後アジア史の一転換点の構成部分であった。

日韓条約は韓国を「唯一の合法政府」として朝鮮分断を固定化し、植民地支配の清算問題を徹底的に回避して、請求権問題を経済侵略に変質逆利用した。それは在日朝鮮人の地位に深刻な影響を与えるものであった。

こうした基本的関係は、六九年日米共同声明の「韓国条項」等々として、日米両帝国主義の力量秩序にみあった「安保」的政略的性格を強化されて、今日に至っている。その経済的基礎は、韓国経済が日本独占の再生産軌道に組み入れられていることであり、利潤の搾り出し装置がしっかり据えつけられて、国際独占による金融的従属がなされていることである。

多国籍企業形態での「労働の社会化」の資本制的限界の運動は、現役労働者と相対的過剰人口との国際的な擬制関係をある意味で成立せしめ、資本物神とともに国際プロレタリアートの階級闘争に深刻な影響をおよぼしている。それは外資体制下の第三世界プロレタリアートの階級闘争を対象化することを、帝国主義批判にとって必須のものにしている。

光州蜂起の理念によっての米文化センター占拠闘争のようなゲリラ的反帝闘争は、外資体制下労働運動を基層の力としつつ闘われ続けるであろう。帝国主義国プロレタリアートは、自らの階級的自決をそうした必然性と連関しなければならない。

(一) 資本の論理と歴史的意識

① 戦後日本資本主義の転型

われわれはまず、韓国で六三年ごろすでに沸点に達した再侵略批判のうちから、経済侵略を論じた一つのモデルをふりかえっておこう。

のちに金芝河「五賊」を掲載して廃刊処分をうけた『思想界』について、一九六五年日韓条約反対闘争の時期に日本の経済侵略を論じた記事をみると、次のようなものがある。

李烈模「再建された日本経済の躍相――時代錯誤的な資本攻勢を向けられないために」や崔虎鎮「戦後日本経済成長と今後」金泳禄「世界市場開拓に乗り出す日本」などの言うところは、国内市場の狭隘化―海外市場確保の日本経済にとっての死活性として、他列強との関係において韓国をはじめアジア諸国を日本が再び経済的に従属させようとしている、というものである。

また、朴基淳「米日間の海外市場競争」、李昊宰「日本の国際政治と対外政策――極東の強者を夢見る日本」などでは、アメリカが自国市場と中国貿易とへの日本の進出を防ぐため、アジア地域への日本の再進出を後押ししようという動きがあるとして、日韓経済関係を位置づけようとしている。

歴史の分野における日帝の朝鮮史歪曲等の問題に関する論評が、一九六〇年代の韓国歴史学の台頭に裏づけられていることは言うまでもない。そこには、再侵略への警戒が沖縄をふくむアジア諸国の問題でもあるという観点へのひろがりを、見い出すことができる。

洪性囿は『思想界』所収の「転換期に入った日本経済」では、日本の経済成長の内的構造についての分析を行っている。彼は『新東亜』六五年六月号『協力』か『侵蝕』か」において、それと韓国経済の構造とを照らしあわせた分析を示している。国際競争からの産業構造改編の要請を解決することが、日本国内ではコスト上で困難となっているのに対し、「隘路を打開するみちを提供することになるかもしれないのが、長い歴史的関係と、相当いどの技能をもっている韓国労働力市場であり、韓国の従属的な経済構造である」（太平出版社『韓国の思想と行動』所収一二五頁）と言うのである。

ここでわれわれは、その頃の日本経済の動向を簡単にでも述べておかなければならない。

一九五五年以降それはいわゆる高度成長期に入っているのであるが、六二～六五年は、国内の民間資本形成を主導とした成長から、輸出と財政をけん引車とした成長への境目にあたっていた。六二年の『経済白書』は当時の日本経済の段階を「転換期」と規定している。

民間設備投資主導型の高度成長は、産業構造の重化学工業化を先進国の水準に到達させていた。しかし、輸出構造での重化学工業化率が一九五九年でアメリカ八一%、西ドイツ八三%に比べ日本は四八%であるというように、国際競争力はなお大きく立ちおくれていた。アメリカ、ヨーロッパの重化学工業化比率は産業構造においてよりも輸出構造において高く、輸出の進展が産業構造の高度化をけん引するような関係にあることに対し、日本の貿易自由化はそれまでの高度成長パターンの「転型」を不可避とするものであった。

ここにおいて、輸出構造に転換のないかぎり戦後日本資本主義の高度成長は破綻してしまうという関係は、先の『白書』が指摘した過剰投資・過剰生産の矛盾の形態であった。かつ、日本の重化学工業製品輸出は重点をなお後進国市場におき、その多くは延払信用によって支えられていたが、工業化の道に歩み出した戦後独立諸国への輸出伸長は対外投資の拡大の必要を増すものであった。

資本の国際競争力の強化が労働者階級におよぼした影響は、すでにおなじみのものである。

② 批判の歴史的立脚地点

われわれは洪論文にもどろう。

「韓国の設備投資が延払い輸出される日本の資本財によっておこなわれ、その経営と技術に対するコンサルテイションがおこなわれ、その安価な労働力と原料により、日本の大企業のための部分品や半製品生産の下請けをさせることができ、韓国の自然資源と社会資本の開発が日本企業の直接参加と経済協力によって達成されるようになることを、日本は韓国経済に期待しているのである。」（前掲書一二五―六頁）

洪論文はこれを「日本の政略や経済戦略以前の冷厳な資本の論理」とし、かつ「近隣国間に経済発展段階上の格差のある場合には、当然に経験されるところの、歴史的パターン」（一二六頁）であるとしている。

日本資本主義の経済的再侵略における資本の論理・歴史的パターンに対する論断は、すぐ続いて述べられているような歴史的意識におかれている。

「しかし、国内における不平等と不均衡を土台とする資本蓄積の過程が、すくなくとも、二〇世紀の後進国においては、一国内においてさえ社会圧力のためにとれないのと同じように、国際間にあっても、不平等と不均衡を基盤とする下請け的隷属関係によって関係国の経済発展を期待することは、一九世紀までの昔話となろうとしている。」（一二六頁）

四・一九革命および張勉政権下での不正蓄財批判の係争といった歴史的文脈のなかで、六五年洪論文にみられるような立場を位置づけることは、また別の論考にゆずろう。韓国学生の韓日会談反対闘争も、四・一九革命精神の継承を掲げていた。

重要なことは、過渡期世界における後進国の発展が社会的平等の契機をより多くもたざるをえないという歴史的傾向と、国際間の平等の主張とが結びつけられ、それが「資本の論理」に対置されていることである。従属資本主義のいわゆる開発独裁は、ここにおいて串ざしにされざるをえないであろう。

むろんこうしたことは、洪論文においてはそれが属する歴史的傾向としていえるということであるが、それは資本主義世界の歴史的パターンの変換に対する第三世界の立場からの思想的足がかりに、つなぎうるであろう。

国際間の平等の内的根拠とされた社会的平等について、洪論文では国民経済的基準より以上には展開されていないが、これは歴史的制約でありまた言論抑圧化でのことである。はっきりしていることは、第三世界の増大する社会的平等の契機を支持することと反帝闘争とを結びつけるすべを、プロレタリアートの党はもっていなければならないということである。

韓国経済の対日従属市場化と、先進部門を所有する韓国大企業が日本資本とつうじて飛躍的蓄積を実現する過程が、韓国経済関係を支配するようになることを、洪論文は見透している。

ここで韓国経済の主体的情勢の分析を特徴づけるものは、国民経済の分解状態という認識であろう。洪論文は、日本資本の経済侵略に対する批判におけるすぐれた体系的論理性を示している。

すなわち、韓国経済の構造的与件として、日本植民政策の遺産たる不均衡かつ隷属的な性格をぬけだせずにいること。アメリカの援助においても、国民経済的な生産力体系と自主的な構造的素地を形成しえぬままに現状があること。そうした構造的与件のなかでの分解状態として国民経済が把えられている。

「国民経済の緊急度と国民生活の必要度が度外視され、射幸的な投機と官僚資本的な私的ろう断によって、国民経済は破滅的な分解状態をぬけだすことができずにいる。」「このような条件のもとで資源の合理的な配分などは行われるはずがない。そして政策の体系は、国民経済的基準にもとずくのではなく、かぎられた特権企業家（政治権力と結びついた少数の財閥）の私的利益増大に奉仕する手段となってしまった。」（一二八頁）

経済構造および政策体系に対するこのような批判の階級的評価については、歴史的態度をとらなければならない。

とまれ、既成の経済構造と政策体系を前提としての対日経済関係の拡大は、よりいっそうの停滞的傾向と従属的構造を強要する可能性の方が大きいという点こそが、日本資本の韓国経済侵蝕の批判における洪論文の眼目であった。

アメリカ援助経済における韓国特権資本の蓄積様式が破産している以上、新たな様式が導入されなければ朴政権も長くもたないものであった。日本資本の侵出はこのような経済的文脈において、国内的規模ではコスト上などで実現不可能な急速な産業構造高度化をはかることに組みこまれたものであった。

いまや韓国経済における構造のゆがみ、不均衡、特権と「富益富・貧益貧」のさらなる動態的拡大が、新たな外的動力によって進展させられることになったのである。

(二) 日韓条約と市場造成

① 国家資本の輸出

一九六五～七五年の一〇年間にさまざまな形で韓国に輸出された日本の貨幣資本は、無償分を除いて二億ドルにも達した。そのうち直接投資は六億ドルであり、借款が一五億ドル（政府ベース七億三千万ドル、民間ベース七億八千万ドル）であった。

六五年日韓条約における対日請求権・経済援助協定は、政府ベースでは三億ドルの無償資金援助と二億ドルの有償資金援助を、十年間で「日本国の生産物ならびに日本人の役務で供与」するというものであった。

まずこの無償資金での購入は、その事業計画をつうじての工場プラント商品（資本財、原資材、機械類）において、日本の独占が国際価格よりはるかに高い価格で膨大な剰余価値を実現することであった。衆議院決算委員会提出資料『請求権無償供与の実施状況』には、総合製鉄所、製鋼および石炭焼成工場、建設資材、繊維機械などでの産業資本商品の販売において、日本商社があげた巨大な利益をかいまみることができる。そこには伊藤忠、三井物産、トーメン、丸紅、日商岩井、三菱商事などの各社数十億円にのぼる契約高がならんでいる。

また、請求権資金の使用ルートと「ウォン対充（見返）資金特別会計」の運用をつうじての日本独占の支配力貫徹のメカニズムについては、すでに『東亜日報』六五年六月二六日号が暴露していたとおりである。使用ルート・運用についての日本側の支配的地位は、有償援助資金における貸付資本の特異な性格と不可分のものであるだろう。

請求権有償資金二億ドルは海外経済協力基金からの貸付で、鉄道、港湾、道路、上水道、ダムなどの社会間接資本の拡充、浦項総合製鉄所設立や産業機械工場の拡張、輸出および輸入代替中小企業の育成などへ投下された。この貸付資本は貸手側が使途を指定するタイド・ローンであり、日本独占の商品・プラント輸出であるという特性をおびたものであった。

このように日韓条約における国家資本輸出は、韓国工業化に吸着する新植民地主義的経済侵略の先導的役割をもつものであった。それは韓国経済のなかに日本独占の商品・プラント輸出のための信用圏を形成し、その市場造成の元肥となった。タイドローンは日本側にとって、資本収支のマイナスを経常収支のプラスで埋めあわせるメカニズムでもあった。

国家資本に先導され支柱を与えられた日本資本の韓国侵略は、まず当初は商業借款を主としている。

日韓条約の交換公文における三億ドル以上の商業借款では、一九六七年に早くも一般プラントむけ借款が目標に達する見とおしとなっている。同年の第一回日韓閣僚会議における借款枠拡大、二億ドル増額を皮切りに、プラント輸出を素材とした商業借款は急激な増加をみせた。

一般に「ひもつき購入」は、集積と独占を背景とし、技術商品・資本商品の販売を独占利潤追求と結びつける有力な手段である。借款導入はほとんど日本の総合商社をつうじてなされ、かつそれはプロジェクト・ベースであった。こうした事情は延払信用とともに、原料・資本財および技術において強度の対日依存度をもつ韓国産業資本の日本総合商社系列化への編成を、急速に現出させたのである。

② 借款経済の蓄積様式

借款の累積化は、韓国経済に貿易赤字とともに元利金返済の負担を加重した。元利金償還は六八年六千万ドルから七一年二億一千万ドルに達したが、七一年末までの元利金返済総額六億ドルのほとんどが商業借款の返済で占められている。対日償還では七〇年四千九百万ドル（利子二千万ドル）に達し、韓国の対外債務返済比率は七〇年に一〇%をこえてしまった。

六九年五月に表面化した「不実企業」問題は、こうした事態

に決定的な追いうちをかけるものであった。民間借款導入は韓国の政府および銀行が支払い保証をしていたが、短期間のうちに過剰設備状態があらわれ、借款企業の八五%までが不実企業化していた。そうなると市中銀行が破産にみまわれるとともに、元利金償還の負担は借款企業のお手上げ状態で政府財政に転嫁されることになったのである。

これは、商業借款にもっぱら依存する輸入代替工業化の矛盾の具体的形態であった。商業借款を資本輸出の主形態とする輸入代替工業化の矛盾に対しては、七〇年以降は資本輸出の変容―輸出代替工業化への開発政策の転換が行われた。短期信用の商業借款から長期信用の直接投資が伸長することになる。

いわゆる「不実企業」問題では、導入外資のとり込みが韓国経済の与件と政策・制度上の支援のもとで、いかに特権性をおびたものであるかが暴露された。資本輸出にまつわる日本独占の不正・腐敗は枚挙のいとまがないのであるが、その基礎に特定の蓄積様式の定着がある。

韓国民間企業の資本調達をみるならば、ここでも一九六五年が画期である。その自己金融依存比は六三―六四年には五〇～六〇%であった。六五年には資本調達総額は前年比八〇%増となったが、その増加分の八〇%を間接金融が占め、さらに六六年の資本調達総額は前年の倍以上となり、そのうち四三%が外資からのものであった。六七年からの第二次経済開発計画期の民間借款導入は、市中銀行の支払い保障を軸に飛躍的な規模拡大をしている。

『朝鮮日報』六六年四月九日号は「経済界の利権が、複数換率制のもとでのアメリカ援助資金から、外国借款に対する政府支払保障の時代へと移り変った」と書いている。商業借款を主形態とした日本独占の資本信用の「追加」は、銀行の支払い保障による外資依存型蓄積様式が定着する画期を構成している。

日本およびアメリカからのものが大部分である商業借款は、六九年まで年々増加して外資導入総額の七〇%を占めて後は、比率低下し七四年以降五〇%台となっている。(表I参照。)

外資導入企業は、制度・政策的にも国内市場での独占的シェア獲得を保障されており、国際価格に対しても関税障壁で保護されていたという点でも、蓄積力の格差を支えられていた。対日借款企業の生産シェアでは、韓国ガラスの百%、韓国アルミ工業の百%、鮮京化繊のアセテート百%、ポリエステル五六%等々、といった状態が急造されたのであった。

貸付資本がタイド・ローンであり、プラント輸出付着の特性をもった日本独占の資本輸出は、韓国の輸入代替産業資本の対外依存性を、機能資本面からも貨幣資本面からも増大させた。それは輸入代替工業化に対応して、その成長産業の主軸における日本資本の急速な地位形成を可能にする形態であった。

日本国内ではスクラップにしかならぬものを含めて、相対的斜陽・低生産部門のプラント商品が高価で実現されたことは、「借款保証つき輸出の場合、代金は海外協力基金とか輸出入銀行から現金で支払われるので、これ以上安定した商売はない」(『朝日新聞』七〇年一〇月四日)というように、国家資本機能の介在にも負うものである。

対韓資本輸出による超過利潤獲得、市場造成としてのこの全過程は、同時に、日本独占が国内での斜陽・低生産部門を大幅に整理し国際競争力の強化をめざすという、帝国主義間競争の実現としての意味をもち、そこにおいて韓国経済の対日再従属化を第一の足場にするというものであった。朝鮮を日本の歴史的経済領域とみなす日本帝国主義者の意識形態は、ここに新たな動因に基礎づけられることになったのである。

(三) 直接投資の増大・I

① 国家資本と直接投資

われわれは国家貸付資本のところへたちもどろう。直接投資による輸出代替工業化は、韓国では馬山輸出自由地域などの設置に、その典型的表現をみる。それとともに、商業借款に比べて返済条件のゆるやかな公共財政借款への移行がまずはかられ、国家資本が再びその役割を果すべく新植民地金融の場にあらわれる。

「衛星国にとっては、世界貿易の通路はかぎられたものであるし、かれらの経済は、これらの通商路に正しく適合するようにきびしく調整されているために、危機におけるかれらの対策は、破産をまぬがれるために、外国の銀行や政府から外国の金を借りるより仕方がない。」(H・マグドフ『現代の帝国主義』岩波新書一一六頁)

商業借款を主形態とした資本輸出による韓国経済の対日隷属化は、このような金融的紐帯を、新植民地的なそれとして東アジアに定在させることになる。結果は原因となる。国家貸付資本にいざなわれて登場する民間直接投資の伸長は「金を借りる必要を生みだすその同じ条件が、借金を返済し、その利子を支払わねばならない圧力によって絶えずくりかえして押しつけられる」(同前)という新植民地金融の運動にとっては、その運動の素材である。

直接投資が利潤の搾り出し装置であることのうえに、新植民地金融の運動がかぶさっているのである。

請求権有償資金以外の新規政府借款(円借款)は、七一年から年々供与されはじめた。それは輸出入銀行および海外経済協力基金から、年利六・二五%～三・二五%の条件で融資されている。日本の民間資本信用は、請求権資金を含めて国際的に高利の国家貸付資本によって、信用力を補完され続けたのである。

これらの円借款もまた、紐つきの商品プラント輸出を主な内容とし、なかでもソウル地下鉄資金での車両輸出であげた日本大資本の巨利は悪名高いものであった。また日韓の国家資本の「ゆ着」が、輸出産業・中小企業育成資金において、韓国外換銀行、中小企業銀行への貸付におよんでいることは興味深い。

とまれ新規円借款が、請求権有償資金(十年間均等供与)の枠組みをとりこわすかたちで、韓国の財政借款に地歩を占めた。これについては、七二年の第六回日韓定期閣僚会議では、第三次経済計画期の終了後には民間ベースに移行するといった弁明がなされていたが、それも七五年の第八回会議にはくつがえされている。

国家資本輸出と民間資本輸出との相互補完方式の継続は、固定化されているところのものである。日本独占の対韓資本輸出(商業借款・直接投資)は、信用対象を韓国政府または銀行の支払い保証としていることにおいても、国家資本の「ゆ着」に資本信用力を補完されていたといえよう。

なお、韓国金融の特徴として、韓国銀行および特殊銀行による政府金融が決定的比重を占め、産業設備金融は韓国産業銀行、中小企業銀行、農業協同組合といった特殊銀行に集中していること、市中銀行はさらに政府出資や準備率を含めて政府のコントロールを受けたこと、等々がある。こうした事情が先の資本信用関係に付け加わる。

ここにあるのは、数百億ウォンの借款導入財閥企業がたちまちのうちに促成されるといった「奇跡」の資本信用上の実体である。借款制度にまつわる不正、腐敗、政治資金リベートは枚挙にいとまがない。

表I　1958―80年の外資導入

(到着基準、100万ドル)

区分	公共借款	商業借款	直接投資	合　計
58―64	121	120	6.4	248
1965	77	78	20	175
1966	154	105	2	261
1967	88	146	20	255
1968	83	466	24	572
1969	236	624	28	888
1970	105	358	61	524
1971	399	346	45	790
1972	590	297	110	997
1973	473	588	265	1,326
1974	317	616	163	1,096
1975	576	829	61	1,468
1976	716	843	85	1,620
1977	608	1,260	104	1,972
1978	818	1,929	101	2,848
1979	1,123	1,584	127	2,834
1980	1,518	1,416	96	3,030

(出所)韓国経済年鑑

② 直接投資と銀行進出

知久功は、七〇年代までの日韓企業集団抱合を国家信用による補完によって成立しているとしたうえで、企業信用による直接投資、合弁への進行で「特殊日本型多国籍企業」が形成されようとしている(『朝日アジア・レビュー』七六年第二号)としていた。

日本からの直接投資の本格化は七二年以降であり、七一年までは八千万ドルにすぎなかった。七二―七六年の第三次経済計画期の直接投資は、日本四億五百万ドル(七二・二%)、アメリカ一億六百万ドル(一八・九%)、その他五千万ドル(八・九%)に上っている。

日本資本の直接投資積極化は、国際基軸通貨としてのドルの金交換性停止(七一年八月一五日ニクソン新経済政策)にゆきついた帝国主義独占の様相、多国籍企業形態の海外直接投資とその高成長を媒介する国際資本信用機構の発展=国際次元での金融市場拡充をはらんだ帝国主義間競争を、国際的な経済的背景としてもっていた。

ニクソン・ショックによる円切り上げとその後の石油危機は、それがもたらす蓄積制約要因からも、国際的インフレと重なって対韓投資の変動を刺激した。ちなみに沖縄返還の七二年は、日本資本の「海外投資元年」とよばれている。

一九六五年以降の第二次高度成長によって、日本帝国主義は重化学工業の過剰生産力、さまざまなコスト上昇要因をかかえ、急速な先進国むけ商品輸出による貿易摩擦に直面していた。こうして、重化学工業過剰資本の整理、低賃金労働力の利用、公害移出、低地価利用等が、韓国・アジアへの多国籍企業化=直接投資に具体化されたのである。

対韓直接投資の急増とともに外国銀行の新たな進出の波、外国銀行支店の資産急増がみられることになる。

日系では六七年の東京銀行、三菱銀行に続いて、七二年には富士銀行と第一勧業銀行が韓国に支店進出している。米系ではチェースマンハッタン、バンクオブアメリカ、シティバンク、ファーストナショナルバンクなどの有力な多国籍銀行の韓国進出は六七年であり、英系チャータードバンクは六八年である。外国銀行支店の資産急増は、韓国銀行の発表で、四支店のそれが六七年六五〇万ドルから七二年一億二七〇万ドルに達していることに、見ることができる。

外国銀行支店は与受信・為替業務とともに、経済調査分析の機構をもち、また海外支店網をつうじて貿易取引の仲介役を果すことによって、韓国輸企業への影響力も強めていった。

資金調達面でみると本支店間借入の比重が急激に高まっていることは、搾り出し装置としての直接投資をしたがえた多国籍銀行の運動属性にもれない。

外国銀行韓国支店では、年々増加する資本金に対し本支店借入の比重が六八年五・六%から七七年六〇・六%にはね上って

(四) 外資体制下の労働運動

直接投資に対しては、合弁規制比率の撤廃、利潤送金保障、各種租税減免、用地などに可能な限りの優遇措置がはらわれ、外国人企業における労働基本権はく奪体制の下に韓国労働者はしんぎんすることになった。

外資導入に対する朴政権の法的保障は、六二年の「外資導入促進法」改定から六六年の「外資導入法」をへて、七〇年一月には「輸出自由地域設置法」および「外国人投資企業体の労働組合及び労働争議調整に関する臨時特例法」の公布をみる。

すでに六九年一月の民間経済合同委員会で、日本側から「投資環境整備」の一環として「労組の争議権の制限」が強調されており、それは七〇年四月のいわゆる矢次試案(日韓長期経済協力試案)にも組みこまれる。

開発工業化の下における労働問題の本格化を、韓国は六〇年代の特に後半からむかえていた。それに対し、朴政権による労働法改悪とともに、韓国労総の抑圧機構としての性格が強化されるというように統制装置が加重されるなかで、韓国労働者の闘いは極限的様相をおびた。

七〇年一一月一三日、ソウル清溪川の平和市場で裁断師の全泰壱青年(二二)が、「われわれは機械ではない」、「労働基準法を守れ」、「俺の死を無駄にするな」という三つの思想宣言を叫びながら焼身自決した事件は、韓国労働運動史上の新たな画期をなすものとなる。

金泰壱事件は、外資導入による輸入代替および輸出志向工業化の下で、農村からの潜在的過剰人口流出が続き、低い国際競争力を補うソーシャル・ダンピング輸出(飢餓輸出)と中小企業の地位の劣悪化による低賃金構造へ運命づけられた、労働者の悲惨な状態に根ざしていた。彼はそれを下層労働者の立場から極限的なかたちで提起し、深刻な社会的衝撃を与えた。彼の名は全世界のプロレタリアの記憶に刻まれなければならない。

彼の焼身抗議は、学生青年、宗教人、知識人らの新たな運動の高揚への質的点化剤となった。ソウルの各学生会の追悼辞は焼身自決からの思想宣言を受けとり、労働者の権益擁護のための闘争を厳粛に誓っている。学生青年たちは彼の意志をついで労働者のなかに入って行くことになる。平和市場では全国連合労組清溪被服支部が結成された。

七一年には全国学生連盟や民主守護国民協議会の結成と、それらを軸にした民主化闘争の発展をむかえ、朴政権はこれに対し一〇月衛戍令、一二月国家非常事態宣言の下で、「国家保衛に関する特別措置法」の実施に出たのであった。それは、労働攻勢と政治闘争の結合が不可避であることに対し、労働三権の実質的な全面否定をもって、外資企業下の労働統制を体制的問題に拡張するものであった。

ちなみに、七一年六月の民族守護宣言大会で発表された『韓日関係白書』は、次のような民族史的認識を明らかにしている。

「韓日経済協力は、八・一五を契機として植民地主従関係の断絶によってとり戻すことのできた民族的自主・自立の可能性を、ふたたび対日従属の強化で置き換えるようになった。そのうえ、長期的にみる時、わが民族の至上の課題である民族統一の経済的基盤を失わせるもう一つの大きな要因となったのである。」(『南朝鮮の反日論』サイマル出版会五九頁)

七二年維新体制に完成をみる体制問題のからみあいは、ここからも明らかである。

こうした圧制下にありながら、韓国の新しい労働運動は清溪労組結成を機に上昇線をたどっていくことになる。各地で既存労組正常化、新民主労組の結成といった努力がなされ、権利獲得闘争が頑強に闘われていくのである。それとともに、清溪川労働教室の開設にみられるような労働者教育運動が発展している。これらは、とりわけ七〇年代後半の韓国労働運動の高揚を主体の側で準備したのである。

金潤煥「韓国労働者運動の性格」(一九八三年)は、「一九七〇年代の労働運動を特徴づけるものは、一線労働者たちが労働組合の不条理と独断に抵抗してきたという事実であり、これは、維新反対闘争であると同時に民主回復運動ないし民権運動の一環をなすものであった」(柘植書房『韓国労働者はいま』所収七九頁)として、その特徴との関連で形態区分している。

ここであげられている様々な闘争(同書八二～八七頁参照)を追ってみるならば、七〇年代をつうじていわば新型労働運動が、学生、宗教人などの参与をふくみながら、新たな運動領域を切り拓いていっていることを見てとることができる。そしてこれは、維新体制とさらなる労働法改悪、弾圧装置強化の下で不屈に闘い続けられたことなのである。七七年には『労働者人権宣言』が出される。

われわれは、外資体制下のアジア諸国で労働法が七〇年代に一斉に改悪されているのを見る。外資体制下における低賃金での労働統制問題が、民族的抑圧問題の新たな階級的内容をなすようになったのである。

対韓資本輸出による日韓労働者間の「解雇問題の二重性」について、隅谷三喜男は「韓国人労働者全員が日本本社工場の臨時工的地位におかれている」(『日本労働協会雑誌』七五年七月号)と述べている。

問題は外国資本による低賃金の直接的利用にとどまらないばかりでなく、いわゆる二重経済構造論に描かれる、静態的矛盾にもとどまらない。

農産物低価格化は、アメリカ余剰農産物輸入につらなり、労働力の再生産費を低水準に維持する支柱であるとともに、農業部門の衰退、毎年六〇万人という離農を促進させている。農村の潜在的過剰人口がくみ出され、都市における貧民層が堆積するという過程が、七〇年代にはとりわけ激化したのであるが、これもまた労働力の価値規定に下降的影響をおよぼすものである。

朴玄埰「韓国労働運動の現況と当面する課題」は、低穀価政策の基盤を明らかにして次のように言う。

「外国資本の導入は各種の税制上の特恵と低賃金による超過利潤実現の期待となり、輸出は国民経済を構成する産業および企業の低い対外競争力のため、低賃金に依存したソシアル・ダンピングにより成し遂げた。…低賃金はどの場合においても重要な条件となり、国家資本主義的な成長政策の重点は低賃金労働力の確保にあることになる。」(社会評論社『韓国の労働運動』所収八三頁)

軸にあるのは利潤の搾り出し装置としての資本輸出である。それは子会社との間の為替価格操作やタイド・ローンを含めて、現地産業資本からの蓄積の収奪として君臨し、もって低賃金構造・労働統制を加圧している。

(五) 直接投資の増大・II

七〇年代の直接投資の増大は、企業集団内系列融資で特徴づけられる日本の大銀行にとっても、銀行の海外進出を促進する基本的要因であった。しかしそれは、六〇年代をつうじて多国籍企業形態での海外直接投資をおし進め、在外子会社の高成長と海外資本調達をつうじて、世界的規模での貨幣資本市場網と高度の金融技術をもつに至った、米系国際独占に比べはるかに立ちおくれていた。

さしあたり貿易金融を中心とする日本の銀行の資本調達は、不安定な基盤にあり、米高金利も加って日系銀行支店の貸付は、短期信用の大きな割合に対し中長期信用が七二年三月で現地外貨貸残高一〇%であるにすぎなかった。中長期信用の増大は七〇年代後期をまって本格化する。

① 企業搾取の道具立て

一九七二―七三年までの日本資本の対韓直接投資は、電機、繊維、化学、金属、皮革、玩具雑貨などの労働集約的軽工業に、低賃金をめあてにして進出したものがほとんどであった。東芝、松下、ソニー、東レ、帝人などの大企業の進出ももちろん見られるが、五〇万ドル未満の小規模投資が大きな部分であった。

南北共同声明は韓国市場の安定性に対する外国資本の不安感を軽くする、いくらかの役割を果したであろう。

七三年には重化学工業化計画が朴政権によって打ち出され、日本重化学工業資本の大規模な対韓進出の動きが表面化する。これ以降、直接投資額の急増、規模拡大の急速化という傾向が顕著になる。七五年末ではなお、繊維・衣服三〇・一%、ホテル・観光二〇・八%、電子一一・一%、機械・金属一〇・八%という構成比を、日本の直接投資は示していた。

国内信用が私債等をのぞけばほぼ国有状態で、輸出企業に対して優遇金利が傾けられていることは、韓国の輸出志向工業化の決定的な金融的支柱であった。そうした輸出信用は、大企業を中小企業よりもいっそう輸出志向的かつ外資依存的なものにする作用を果した。急成長産業は資本集約的重化学工業や労働集約的輸出工業に限られる。

原材料、中間財、資本財を輸入に依存する輸出工業＝外国資本の輸出生産基地化の発展は、国内中小企業部門をそれと連関構造をもたぬ異質物としている。

われわれはここで、合弁形態の直接投資に立ち入ってみる必要がある。利子生み資本の高利が機能資本への高圧であるということにも、事態はとどまっていない。

② 七〇年代後半の大型化

日韓貿易構造の分析をもちいて韓国経済の隷属性を論じたものは多くあり、われわれの容易に見い出せるものである。それに立ち入ることはここでは省略する。

石油危機以降の先進資本主義諸国の構造不況は、七四年の韓国債務危機において輸出代替工業化の矛盾を表面化させた。石油など原材料の高騰と世界資本主義商品市場の停滞に対して、電子、化学、繊維、合板など主要な韓国輸出産業での滞貨は急増し、貿易赤字が二倍以上にふくれ上るとともに、直接投資はひとまず減少をたどる。

国際収支破綻に対して、新規借款導入額の六〇%を既債返済にあてるほか、米系多国籍銀行を中心とした対韓融資シンジケートからユーロダラーを韓国銀行へ導入する、といったものが朴政権の帳尻あわせであった。ここで、借款元利償還の圧力は七四年に五億二千八百万ドルである。六五～七五年の対日貿易赤字は累積六五億四千万ドルに上り、そして同期間の資本輸出二一億ドル（無償分を除く）は、利子および投資果実をつけて還流するはずのものである。

先進資本主義諸国の構造不況局面によって直接投資が減退したことは、国際貿易収支の赤字を外資導入で埋めるという、いちおうの国民経済的枠組を擬制化してしまい、日米の国家資本と国際独占との信用保証に訴えざるをえないものであった。「欧米からの商品借款のなかには、日本企業の保証取りつけを要求するものが多い」（『朝日新聞』七五年九月二四日）と伝えられるのは、その一部である。七四―七五年に急増した新規借款導入を背景に大幅な財政支出が行われ、年一兆ウォン水準の信用造出のうちから倒産防止のための支援金融がまかなわれた。

国際独占の裏書きによる長期資本導入の拡大は、第四次経済五ヶ年計画に表現される。帝国主義間の貿易摩擦の拡大という要因を加えて、七八年の対韓直接投資は三二件七千八百万ドルに回復している。

ここでは日本の投資規模も日立って増大し、独占的大企業による重化学工業部門への集中投資がほとんどを占めるようになる。例えば石川島播磨重工の昌原機械工業団地への合弁投資、三井グループの麗水石油化学コンビナートへの合弁投資などとともに、商業借款も大型重化学プロジェクトを対象とした大企業投資中心である。しかし、こうした多国籍企業のユニフォームな型では、アメリカの直接投資がその力を示している。

一九六二～八二年の韓国への外国直接投資は、表IIのごとくである。

日本資本の韓国・アジアへの直接投資は、原材料、中間材を日本から運び込んで加工し、アメリカ、ECに輸出する貿易環節で、オフシェア生産基地化の傾向をもって変動している。それに対し、アメリカの大型直接投資は対韓投資構造に基本的な変化をみせていない。

アメリカの直接投資は、七四年末で石油精製二八・九%、輸送機器（自動車など）一九・五%、化学工業（肥料など）二二・八%、および電力、保管といった分野を埋め、着実に大きな収益をもち出していた。日本が重点をおいた繊維など労働集約的部門への進出はきわめて少ない。以上からしても、韓国の六〇年代以降の産業構造変動が、日本資本輸出の変容とより大きな相関性をもっていることを、見い出すことができるのである。

七〇年代後期以降は、ガルフ石油の撤退があり、電子関係がアメリカの対韓投資の二六・八%（八一年）を占めるというように、国際独占競争からの生産工程分業の新展開が現われている。ここで日米の投資規模を比較すると、アメリカの直接投資は、産業電気一一・四倍（コンピューター関連一四・四倍）、化学三・八倍、食品二・四倍などである。アメリカの電子部門直接投資は、対台湾の投資総額中八九%（七四年）、対香港では同八六%（七六年）という比重にあるものであるが、対韓国では産業用が主である。

表II　韓国への外国直接投資
（承認額、100万ドル）

	日本	アメリカ	その他
1962	0	0.6	0
1963	0	5.3	0.3
1964	0	0.4	0.5
1965	0.5	21.2	0.1
1966	7.8	5.5	0.8
1967	10.2	9.9	3.4
1968	11.2	5.8	8.4
1969	23.5	11.1	12.5
1970	21.2	42.3	3.9
1971	26.6	12.5	3.9
1972	78.8	32.3	11.3
1973	301.4	7.9	7.6
1974	91.6	41.0	15.9
1975	106.2	4.7	92.6
1976	47.5	9.0	22.3
1977	35.1	19.9	24.1
1978	78.1	33.5	40.1
1979	43.9	34.0	39.7
1980	39.1	49.2	53.0
1981	34.6	85.1	25.6
1982	42.6	107.6	37.5

（出所）韓国経済企画院

(六) 八〇年代の新市場争奪と革命

① 経済危機の深さと民衆蜂起

七〇年代後期に本格化した日米独占による重化学工業への大型直接投資は、韓国内で同部門を短期間に重複・過剰設備投資の状態のものにしている。外国資本への大きな依存が、ただでさえ為替レート・海外金利変化等の影響をまともに受ける結果を約束している。

それに加えての過剰投資は、先進資本主義国の構造不況に連なって、重化学工業部門の稼動率の低下をいっそう深刻にするものであった。さらには銀行貸出における重化学工業部門の比重が八〇年三五・七%を占めるというように、この部門の国際競争力弱化は韓国経済全体に決定的影響をおよぼすものである。

証券市場を含めた韓国金融市場の国際独占への直接的開放は、直接投資の大型化への新たな対応であった。いまや利潤送金総額は七七年以降毎年四千―五千万ドル台になり、新規投資額の五〇%近くを占めるに至るということが、借款圧力につけ加っている。

国際独占の信用裏書きの力は、韓国外換銀行と産業銀行を借主とした七八年のシンジケートローン（三億ドル）にもみられる。この七八年三月には円建てによる決済を韓国政府が認めている。ドルとマルクには未だ国際的におよぶべくもないが、これを戦後初のケースとして対外貸付などにおける円建の拡大が見られていくことになる。

こうした持続的要因を含みつつ、第二次石油ショックをはさんで韓国は七八―七九年にスタグフレーションに陥り、激しいインフレと企業倒産、人員整理による失業者激増、その都市貧民層への加重という、矛盾の爆発におそわれた。

なおこの時期には、高インフレによる名目賃金の上昇は、労働集約的部門へ進出した日本の中小企業にとって、東南アジアへの転進をより有利なものにしてきており、フィリピン、シンガポール、インドネシアなどへの投資件数が増加している。繊維・雑貨部門の低下と機械とりわけ電機部門の「下請型」の伸長が著しい。

ここにあるのは日本独占のアジアへの生産構造拡張であり、長期いすわり型のそれである。金融的紐帯の肥大化は、高インフレの外圧でもあったが、中小企業の海外進出の位置変化を並行させているといえよう。

重化学工業への直接投資・技術提携の増大に対し、中小企業の対韓投資は七二年の五二・六%から七八年には六・三%に激減しており、民生電子・繊維部門での撤退があいついでいる。不当労働行為、賃金未払い、大量解雇を残してである。

七八年には韓国の完全失業者は五五万人に達し、韓国中小企業の三分の二が休廃業や操短をよぎなくされた。繊維・電子部門での不況はとりわけ深刻であった。経済危機の激化は社会問題の緊張度をはね上げ、韓国労働者民衆の闘いはYH貿易事件、ついには一〇月一六日からの釜山・馬山市民蜂起となって爆発した。これが朴射殺の予防反革命をもたらしたのであった。

全斗煥の一二・一二粛軍クーデター後も、八〇年春には東原炭坑や東国製綱の暴動的な大衆ストライキのように、韓国労働運動は高揚を続けており、学生運動の高揚においても、労働三権の保障は全斗煥退陣、言論の自由などとともに掲げられていた。危機は、五月一七日の全斗煥の軍事独裁クーデターと、それに対する二〇―二六日の歴史的な光州市民蜂起によって頂点に達した。

自らを軍に高めた自由光州は、米・韓国軍の重包囲下で戒厳軍による大虐殺によって沈んだが、その理念と戦術的教訓は、八一年『光州事態白書』などにみられるように、八〇年代の韓国民衆革命運動にひき継がれている。

マルクス主義者は、一九七九―八〇年の韓国階級闘争から、自国帝国主義の侵略に対する被抑圧民族の自決権の承認が、その更新の新たな歴史的根拠を与えられたことを、くみとらなければならない。従属資本主義における民衆蜂起が社会革命を構成する必然性がそれである。

② 「安定政策」管理の圧迫

われわれはここで、日本の対韓直接投資を大蔵省統計によって七三年三月と八一年三月とで比較しておこう。

投資規模の大型化は、投資件数が二・六倍増に対し総額が二億ドルから一一億ドルへ五・五倍となっていることに現れている。なかでも化学は構成比三・三%から二二・六%、投資額増加倍率三八・一を示し、ホテルが構成比二・一%から二六・一%、倍率六七・六を示している。これに対し繊維は構成比で五七・六%から一四・四%へ激減し一件当り投資額も縮小している。先に述べてきたすう勢が確認される。

これを八三年末でみると投資総額は七億ドル（外資総額の四八%）であり、ホテル二九%、化学一六・四%、電気・電子一五・一%、機械九・七%という構成比である。

国別でみると八四年一〇月末の認可基準で、アメリカ二九件一億七千六百万ドル（四六・九%）、日本四四件一億五千万ドル（三九・七%）、フランス二件二千二百万ドル、スイス四件千八百万ドルなどである。八四年七月には米GMと大宇自動車との間で一億ドル以上の大型合弁契約が成立している。

八〇―八二年にかけての外国資本の対韓進出鈍化と撤退傾向（大企業では東芝、米コントロールデータなど）が、八三年以降の投資再活発化にいれかわることの間には、再び以前にも増して大規模な帝国主義国家資本のてこ入れがはさまっている。

八二年からの第五次経済五ヶ年計画は八三年に全面修正され、緊縮政策が打ち出されるが、それに先立つ八二年七月の対韓経済協議体総会への世銀報告は第五次経済計画の下向き調整を主張しており、八三年七月に結ばれたIMFからの六億二千万ドルの借款供与協定にさいしても、財政金融面での緊縮強化と外債残高抑制などが突きつけられていたのである。そして日本からは、いうまでもなく八三年一月の中曽根訪韓における四〇億ドル借款の合意と「新韓国条項」のだきあわせである。

こうしたてこ入れによる韓国経済政策の管理が「安定政策」として具体化をみせるというところで、外資導入法の大幅な緩和が実施され、いっそうの資本市場開放の方針がとられるというように、国際独占による韓国経済掌握は撤底してきている。

次に貿易赤字と累積債務について簡単にふれておこう。

累計すれば、一九六六～八四年六月の期間に日本からの借款導入と直接投資の合計は約八二億四千万ドルに達し、対日貿易赤字は三百億ドル弱になる。そのうち機械部門の赤字が対日赤字の九〇%以上に達する。

中間財、資本財や複合素材を日本から輸入し、電子製品などの対米輸出や中東への建設輸出で獲得した外貨で対日決済にあてるという貿易メカニズムを指して、金泳鎬「中進国経済論序説」は「東アジア経済圏は、日本の鵜飼い経済圏ともいえるだろう」（『経済評論』八四年一二月号）と述べている。その柱になっているのが、国際独占の多国籍企業形態での資本輸出であり、それにもとづく新たな国際的金融網の造成に他ならない。

ちなみに韓国の対米輸出市場依存度は、八〇年二六・三%から八四年三八・六%に増大をみせている。なおドルの高金利は、対米輸出比重を増大させ対第三世界比重を減少させる二次的要因ともなっている。

債務累積の方は五百億ドルを上まわり、しかも多くが変動金利のものであった。例えば国際金利一%増で約二億七千万ドルの利子負担増になる。韓国政府のバンクローンなど金融機関借入れの本格化は、七九年末以来のものである。

借換率（元利金償還／新規借入）は八三年に七七%に達している。八四年には利子支払いだけで三八億八千万ドルに上った。

ラテンアメリカと同じ累積債務状態にありながら、償還不能問題が違った現れをしていることは、『新東亜』八五年二月号の外債問題特集で李大根「経済成長なのか外債成長なのか」が、「対外的な金融従属性が高いためにむしろ債務償還再調整をしなくてもやっていけるという逆の論理」の成立を見ているところのものである。

八五年二月には大手財閥の一つであった国際商事グループの破産が明らかとなった。こうした財閥整理（のはじまり）の背景にひかえるものは、やはり金融的紐帯の高度肥大化のもとでの経済政策管理であり、従属資本主義に対する国際独占の「企業搾取」のらん熟化ということができよう。これはまた緊縮政策下における外国銀行・証券資本の韓国証券市場争奪とからみあっている。

〈注〉八五年六月には、日本の対外中長期融資自由化（五月）の初のケースとして、東京銀行、日本興業銀行など日系四行を主幹事に含む韓国産業銀行むけ六億ドルのシンジケートローンが取り決められている。さらには韓国外換銀行と興銀、東京銀行、三菱信託、日本生命など日本の銀行・生損保四六社との間で、総額四百億円の円ローンが決定されている。

③ 鋳型化と社会革命

経済的外圧と国内政策との連関について、民主化運動青年連合『民主化の道』第五号（八四年一〇月）は次のように規定している。

「国際収支赤字幅の断続的な拡大と外債償還負担の重圧は、財閥中心の企業環境を悪化させる。現体制は、このような危機からのがれ、国内独占財閥を軸とした自らの経済的土台を強化するためには、国内独占資本に対する応分の補償策をとらなければならない。これはすなわち低賃金・低穀価政策の継続的維持、低金利政策を通じた独占資本の金融費用軽減、民間主導経済政策を標榜した銀行民営化措置などに表現され、これは労働者、農民に対する搾取の強化と、中小企業の没落を通じた独占資本の経済力集中現象としてあらわれている。」（「陳さんを救う会」訳発行、一三頁）

資本集中の従属資本主義的展開がさらに進むなかで、全斗煥政権は外資体制下の労働統制の

（八面九段へ）

社会革命と文化（上）

はじめに

今日のブルジョア文明の危機は、誰も否定できないほど深刻かつぬけ道のないものとなっている。この危機とは資本がつくりだした文明の危機ということに他ならないのだが、この危機の到来はつとに指摘されていた。

この危機に対するプロレタリアートの側からの回答は、さしあたって文化革命論として与えられていた。中国文化大革命を契機に世界の新左翼に波及した文化革命をめざした運動は、しかし、この資本の文明的危機が進行する過程で、なすすべもなく解体されている。

この解体の経過を見るならば、当初はプロレタリア文化の形成という観点から出発した文化革命論が、資本の文明的危機が自然発生的に生みだす対抗文明としてのエコロジー運動の拡大の過程でその影響を受け、工業文明否定論を軸とした超階級的内実へと歪少化されていったことが、つまづきのもとであったことがわかる。

反工業文明ということであれば、それは資本の文明のたんに一つの契機を批判するものにすぎないから、資本はこれを容易にとり込むことができる。エコロジー運動がつくりだした新たな生産の領域は、その拡大とともに資本の参入を呼ぶこととなり、反工業文明自体、今日では資本の文明のうちに包摂されてしまった。その結果、ブルジョアジーは、あらゆる文明論や文化運動を資本の蓄積過程のうちに消化しえることに気付き、このことを反映して思想界は文明文化論のブームとなっているのである。この過程は帝国主義による第三世界に対する文化侵略の新たな位置づけを内的に構成するものである。

資本の文明的危機が顕在化したとき、既成の文化革命論が解体され、対抗文明からプロレタリア文化にいたる文明文化論がブルジョア文明のうちにとり込まれてしまったこと、ここに今日のプロレタリアートの革命運動の危機の基層が解明にあらわれている。

資本の文明的危機は、文明文化の問題についての大衆の広汎かつ深刻な日常的関心を生みだした。

文明文化論のレベルでの革命運動の側の敗北を率直にみとめること、このことは重要である。何故なら、革命運動の思想上の権威は、今日この領域での思想闘争の帰すうにかかっているからである。だからその権威を再形成するみちは、さしあたってこの領域での思想闘争の敗北を総括することから開けてくるのである。

第一章　文化革命論の再検討

(一)　文化革命提起の歴史

従来の文化革命論は、それが政治革命とは区別されたものとして、それとは独自の領域をもつ社会革命の手段として提起されているところに特徴がある。このような政治革命と切断されたかたちでの文化革命の提起自体が誤りなのである。

ソ連・中国では文化革命による官僚制の解消、帝国主義諸国では文化革命先行型の革命、といった一見もっともらしい主張は、この点から再検討されねばならない。

文化革命が政治革命と切断され提起されていることには歴史的な根拠がある。それゆえ文化革命が共産主義運動のなかで提起され展開されてきた経過が考察されねばならない。

この種の文化革命論が共産主義運動のなかで提起されるにいたったそもそものきっかけは、ロシアで権力奪取して以降、直接に社会主義社会への移行に失敗し、商品経済を公認してネップに移行したことにあった。この時点でレーニンは、ネップのロシアが社会主義社会へと前進するための要件として、ロシアの労農大衆の文化的水準の向上をあげ、これを実現するために文化革命を提起した。

後に毛沢東は中国の党、国家及び社会制度の官僚化に直面してレーニンの提起を受け、文化大革命を発動した。この文化大革命が中国をゆるがせる大闘争に転化するなかで、文化革命の問題が世界のプロレタリアート被抑圧大衆の関心の的となったのである。

以上の経過を見れば、まずロシアなり中国なりでプロレタリアートと農民による権力奪取がありながらも、この政治革命が共産主義に向けた社会革命を直ちに実現しえなかった時点で文化革命の提起がなされていることが明らかである。こうしてレーニン及び毛沢東の文化革命論は、権力奪取の後に提起されたものだから、政治革命と切断されたものにならざるをえなかった。ところで今日の文化革命論は中国文化大革命を契機にその文化革命の理論を受け入れることによって形成されたものであるから、それは政治革命とは切断された社会革命の手段という内容を保存している。

けれどもレーニン及び毛沢東による文化革命の提起自体の特異性をふまえるならば、彼らの理論をそのままのかたちで継承することがいかに誤っているかということが明らかになる。

(二)　永続革命論と文化革命

そもそもマルクスは、文化の革命の問題を、政治革命を手段になされる社会革命の一つの要素として把えており、それゆえ政治革命と切断され、かつ社会革命の手段としての意義をもつ文化革命論は提起していない。

では何故レーニンの段階で独自の文化革命論が提起されたのだろうか。あるいはレーニンの指導の下に実現された政治革命は何故直接に社会革命を実現するものとはならなかったのか。この問題を解く鍵は、いわゆる永続革命論にある。永続革命論というと今日ではトロッキーの理論が有名であるが、ここではマルクスが一八四八年革命の経験をふまえて提起した理論を指している。

周知のようにマルクスは義人同盟を共産主義者同盟に改組して『共産党宣言』を起草した時点ではドイツが革命の前夜にあると考えていた。この革命はブルジョア革命と想定されていたが、このブルジョア革命をヨーロッパ全体をまき込んだプロレタリア革命の序曲とせよ、というのが当時のマルクスの革命の戦術であった。

四八年革命の渦中でマルクスはこの戦術を発展させ、永続革命というスローガンを提起することになるが、その内容はブルジョア革命から出発して革命をひきつづき永続させ、世界的規模でのプロレタリア革命を実現させる、ということにあった。

この場合、革命の永続性ということは、単にブルジョア革命をプロレタリア革命にまで永続させる、ということだけでなく、プロレタリア革命を世界的規模で実現させるまで革命を永続させる、という二重の意味があった。

永続革命論については多くの論議があるが、ここでは立ち入らない。明白なことは、これまでのプロレタリア革命運動史上で成功した革命はブルジョア革命をプロレタリア革命にまで永続させるという意味での永続革命型の革命であったということであり、逆に一たんブルジョア革命が終結し、ブルジョア独裁が成立した諸国でのプロレタリア革命は失敗してきた、ということである。

マルクスの永続革命論はその前半の過程にかんしては実現された例をもつが、その後半の過程は実践的に未決であること、ここに文化革命論が政治革命とは独自に、社会革命の手段として提起されてくる根拠がある。

(三)　レーニンと文化革命

マルクスの永続革命論の前半の過程を実践したといえるレーニンの場合、その戦術上の特徴は、労農民主独裁というスローガンに端的にあらわれている。

レーニンの労農民主独裁論は西ヨーロッパに発達した資本主義諸国があり、後進国ロシアがその周辺にある、という事情から形成される政治的経済的諸条件に基礎をおいていた。

ロシアの資本主義は移植された大工業ではプロレタリアートの集中と集積を実現していたが政治的に発達したブルジョア階級を形成しえていなかった。また工業化の資金は農民からの強搾取と収奪によったので農民の不満も大きく、こうして当面する帝制打倒のブルジョア革命の時期に労働者と農民の同盟が実現すれば、ブルジョアジーを権力の座につけないでおくことができる、とレーニンは考えたのである。

労農民主独裁とは、下部構造である商品経済及び資本家的生産の変革の期は熟さず、それを日程にのぼせはしないが、しかし上部構造を徹底して民主化しようとすることを意図した戦術であった。労農民主独裁を実現させておけば、ヨーロッパ革命の発火点になるだけでなく、その進展によって、ロシアの社会主義的変革も日程にのぼるであろう、というわけである。

そこで労農民主独裁というように、商品経済と資本家的生産を前提にした上で、上部構造の徹底した民主化をかかげている以上は、文化の革命は実践的な課題としては提起されえない、ということに注意する必要がある。というのは共産主義に向けた社会革命が実践的な課題になっていない限り、文化の革命は課題にならず、労農民主独裁を実現する政治革命は、この社会革命を実現するものとしては想定されていなかったからである。

こうして永続革命の戦術のもとで、後進国におけるブルジョア革命をプロレタリア革命に転化させようとする場合に、ブルジョア革命の過程での労働者と農民の権力の樹立が、当然にも共産主義に向けた社会革命の内容ぬきの政治革命として想定されることになり、その結果文化の革命ということも実践的な課題とはならない、という事態が起こりうるのである。

レーニンのその後の実践をみていくと、一九〇五年革命でソビエトという形で労農民主独裁が一時実現されはしたが、しかしそれはツアーとブルジョアジーの同盟によって粉砕され、共産主義運動は後退を強いられる。しかし第一次世界大戦でのツアーの敗北を契機に、一七年に再びブルジョア革命が勃発し、この時にブルジョア権力と並んで労農民主独裁としての意義をもつソビエト権力が形成された。

レーニンは大戦後のヨーロッパにおけるプロレタリア革命の勝利を確信し、またそれを実現するテコとしてロシア革命を位置づけ、資本主義の帝国主義段階への到達という認識にもとづいて、五年の段階ではかなりの期間続くと想定していたであろう労農民主独裁を一七年では短期のものとみなし、ただちに社会主義的変革を実現するためのプロレタリアートの独裁の樹立をめざしたのであった。

十月にプロレタリアート独裁の権力を樹立した後、レーニンは内戦期に社会主義的変革に着手するが、ヨーロッパ革命の敗北によってロシア革命が孤立させられるなかで、せっかく形成した社会主義的な生産が、大衆の文化的成熟が不十分なために機能しない、という事態に見舞われることになる。もちろん、この時期の社会主義的な生産とは、戦時経済として組織され、農民からの食糧の収奪に基礎をおいていたので、内戦終結とともに解体する要素があったことは否定できないが、しかし、商品経済を承認し、ネップを導入せざるをえなかった根本原因は、大衆の文化水準という短期間では何ともしがたい問題にあった。

こうして晩年のレーニンは、ネップから社会主義へと前進するためには大衆の文化的水準をあげる必要があり、そのためには文化革命が必要である、とくりかえしたのであった。

そういうわけで、レーニンによる政治革命とは独自なものとしての文化革命の提起は、永続革命論のいわば第一段階たるブルジョア革命のプロレタリア革命への永続時に、共産主義に向けた社会革命を直接の目的としない政治革命をかかげたことにはじまり、そして、この政治革命が実現された時点で、永続革命の第二段階たる世界革命が挫折するという困難な条件のなかでなされた、ということをおさえておく必要がある。

(四)　毛沢東と文化革命

次に毛沢東の提起による文化革命を簡単にみておこう。

中国文化大革命の総括の根本は、毛沢東は文化革命の路線を提起しようとしたのだが提起しきれず、結局はそれを政治革命の路線に歪曲させてしまった、ということに求めることができる。

その直接の原因は、敵の規定において劉少奇派を「走資派」と規定したことにある。中国がプロレタリアート独裁の国家と自己を規定している以上、資本家を収奪すべき階級闘争が闘われねばならず、資本主義は政治的に抑圧すべき対象であり、劉少奇派をこのように規定すればそれを政治的な打倒の対象とみなすことにならざるをえない。つまり敵をこう規定することによって、文化革命の路線は消失し、政治革命の路線への転化が生じたのであった。

敵を大衆の低い文化的水準によって生みだされた官僚層であり、かつそれが大衆の文化的水準の向上を阻害しているというふうにみなしておけば、政治革命とは独自に、社会革命を推進するテコとしての文化革命の路線が実現しえたであろう。

そういうわけで、中国文化大革命は、文化革命として提起されながらも、実際には政治革命として、いわばある種の補足的政治革命として闘われたのであった。そして一たんは権力を掌握した文革派は、文化革命の路線を形成しえていなかったが故に、その理想を実現しえず、その結果、官僚層のまきかえしにあって敗北したのである。

(五)　今日の文化革命論の問題点

レーニンなり、毛沢東なりにあっては、文化革命の目的は社会革命の完遂のために大衆の文化的水準を向上させる、というところにおかれていた。これは政治革命が直接に共産主義に向けた社会革命を遂行しえなかった、ということの帰結として、一定の現実性をもっていた。

そういうわけで、中国文化大革命以降に帝国主義諸国にひろまった文化革命論は、やはり、ある種の社会革命を目ざしていた。だからこの文化革命論は、政治革命が未発の段階で、それをぬきにしては実現しえない社会革命を、政治革命を抜きにして展望する、というジレンマに陥いっていた。そしてたいていの文化革命論者は、このジレンマを大衆の間に形成されている政治革命に対する嫌悪感におもねってあいまいにし、ブルジョア文明の危機がもたらしている大衆の文化指向に依拠して、なんとはなしに文化革命の重要性なるものを強調してきたのであった。この種の自然発生性に拝跪した文化革命論が資本の側に包摂されていくのは必然であったといえよう。

問題は今日の文化革命論にあるこのジレンマをどのように解決するか、というところにある。その解決の方向は文化革命論が提起されてきたいきさつを見ればおのずから明らかとなる。

端的にいって、レーニンなり毛沢東なりによる文化革命の提起は、政治革命の質が共産主義に向けた社会革命を実現しえるようなものでなかったことに起因している。そして、社会革命を実現しえる諸条件の存在した諸国での政治革命が敗北するなかで、社会革命を遂行するための文化革命が提起されざるをえなかったのであった。

したがって、彼らの文化革命論をそのまま継承すれば、ソ連や中国ではまた異なってこようが、帝国主義諸国では先述したジレンマに直面せざるをえないのである。このジレンマは、そもそもその後に文化革命を提起せざるをえないような政治革命のあり方自体を変革することによってはじめて解決される。文化の問題が重要だ、というとき、文化革命のためにではなく、社会革命を実現しうる政治革命を準備するために重要なのである。

第二章　マルクスの階級論

(一)　経済的服従の意義

従来の政治革命論が社会革命を実現するテコとしての内実をもちえていないこと、このことが従来の文化革命論を再検討することによって明らかとなった。ここから社会革命を実現しえるような政治革命論を構築すること、これが新たな課題となる。

この課題を解決するためには政治理論について再検討し、社会革命を実現しえる政治革命の展望を明らかにすることが問われる。ところがこの政治とは、何よりも目的たる社会革命の内容に規定されるわけだから、社会革命の内実たる階級の廃止に集約されているマルクスの階級論に立ち返ることが必要となる。

マルクスは、エンゲルスの手によって公表された『資本論』第三巻の未尾に置かれている階級について述べようとした章で「何が階級を形成するか」と問題を提起している。周知のように、この章は完成されていず、この問への回答は書かれていない。とはいえ、この問への回答は、それまでの『資本論』の叙述のなかに含まれているはずである。階級についての運動の側の認識の再検討のためには、まずもって、マルクス自らの問に対する回答を、『資本論』その他の彼の階級についての叙述のなかにさぐることから始められねばならない。

「何が階級を形成するか」と問うとき、マルクスがいつも対象を関連において把握していることを考慮すれば、資本家階級と労働者階級との間の階級関係の根本的内容が知られていなければならない。階級関係の根本的内容とは、支配・隷属のことに他ならないから、資本主義社会において何が階級を形成するか、という問への接近は、資本家階級と労働者階級という両階級の間に、どのような種類の支配・隷属の関係が、いかにして形成されかつ維持されているか、ということを明らかにすることからはじまる。

ではマルクスは、それをどのような内容のものとみていたか。

「一方の極には労働諸条件が資本として現われ、他方の極には自分の労働力いがいに売るべき何物ももたない人々が現れる、というだけでは充分でない。また、彼らをして余儀なく自由意志で自分を売らせるだけでも充分ではない。資本制的生産の進行につれて、教育や伝統や慣習

により、この生産様式の要求を自明な自然法則として承認するような、労働者階級が発達する。発達した資本制的生産過程の組織は、あらゆる抵抗を打破し、相対的過剰人口のたえざる生産は、労働需給の法則したがって労賃を資本の増殖欲に照応する軌道内にたもち、経済的諸関係の無言の強制は、労働者にたいする資本家の支配を確立する。経済外的・直接的暴力もあいかわらず用いられはするが、それはただ例外的である。ものごとが普通に進行する場合には、労働者はやはり『生産の自然法則』に――すなわち、生産諸条件そのものから発生し、それらによって保証され永遠化されるところの、資本への彼の従属に――委ねられうる。」(『資本論』第一巻、七七六～七・七六五頁、原典頁数は前者が旧版長谷部訳、後者が新版全集版のもの)

ここで「生産諸条件そのものから発生し、それらによって保証され永遠化されるところの、資本への彼の従属に――委ねられうる。」と述べられていることに注意すべきである。これがいわゆる経済的隷属と呼ばれているものであり、資本家と労働者との間の経済的階級関係の帰結である。

もちろん階級関係は、経済的関係にとどまるものではない。だが資本家階級と労働者階級との間の支配・隷属関係にとっては、この経済的な関係が決定的な意義をもっている。このことを明らかにしたのが、国際労働者協会一般規約前文である。

「労働者階級解放のための闘争は、階級特権と独占をめざす闘争ではなく、平等な権利と義務をめざし、あらゆる階級支配の廃絶をめざす闘争であること、労働手段すなわち生活源泉の領有者にたいする労働者の経済的な服従が、あらゆる形態の隷属、あらゆる社会的悲惨、精神的退廃および政治的従属の基底に横たわること、

したがって、労働者階級の経済的解放が偉大な最終目的であり、すべての政治運動は手段としてこの最終目的にしたがうべきであること」。(『ゴータ綱領批判』岩波文庫版、一六二頁)

ここでは経済的服従が、あらゆる隷属の基底にあるとされている点に注意しておくべきである。政治的自由の獲得がなされ、民主主義が国家形態として確立されたとしても、資本主義的生産が続くかぎり、労働者に対する政治的抑圧はなくならない。それゆえ、民主共和制の下でも政治的抑圧に対する労働者の闘争は不可避である。

しかし身分制の下での政治的解放をめざした闘争が身分制を解体しえたのと同じようには、今日の政治的抑圧に対する政治闘争は展開されない。なぜなら、今日の政治的従属は、単に政治的要因によるものではなく、その基底に経済的服従があるのだから。

身分制等の政治的従属、純粋に政治の分野にのみ要因をもつ従属に対して政治運動を組織することは、支配階級からのストレートな反発を受けるという点では困難であるとはいえ、政治運動のスローガンと展望を明らかにすることは容易である。

これに対し、経済的解放を目的とした政治運動とはいかなるものだろうか。今日の民主共和制においては、労働者階級は政治運動をはじめること自体、非常に容易である。しかしながら、これまで、労働者階級の経済的解放を目的とした政治運動のスローガンと展望が明らかにされ、実際にこの新しいタイプの政治運動が展開されたという経験を共産主義運動は持っているだろうか。

マルクスがすでに新しいタイプの政治運動の必要性を明示していたとしても、彼自身はその種の政治運動が展開しうる諸条件が未形成な歴史的時期に活動した。レーニンにしても、毛沢東にしても、ブルジョア革命の時期に、政治的に未発達であったブルジョアジーに代って、労働者階級と農民の権力を樹立したのであって、民主共和制の下での階級闘争で決着をつけたわけではなかった。

民主共和制の下ではじめて全面開花するであろう新たなタイプの政治運動の準備という共産主義運動に問われている今日的課題の解決は、労働者の経済的服従をどう受けとめるかにかかっている。

(二) 経済的服従のあり方

経済的服従をどう受けとめるか、という問題に回答を与えるためには、経済的服従のありかたその自体を明らかにする他はない。

『資本論』の蓄積論で強調されているのは、資本主義的生産過程が、単純再生産においても労働力と労働条件との分離を再生産する、ということである(『資本論』第一巻六〇七～八・六〇三～四頁、及び『資本論の復権』序章第二節参照)。過程がこのように進行するので、労働者の資本家への経済的隷属が生じる。

この過程において、いかにして労働力と労働条件との分離が再生産されるかについては、すでに赤報三四号で述べたので、ここでは資本主義的生産過程がこの分離そのものを再生産することを確認しておくにとどめよう。

ところで、この労働力と労働条件との分離は、もともと資本主義的生産の基礎であり、出発点であった。

「しかるに、はじめには出発点にすぎなかったものが、過程の単なる継続――単純再生産――に媒介されて、資本制的生産の独自な成果として絶えずあらたに生産され、永遠化される。」(同前、五九八～九・五九六～七頁)

歴史上の全ての生産様式は、それ自身の前提を再生産してきた。問題はその再生産が純粋に経済的関係の内部で行なわれるかどうかにある。奴隷制や農奴制における階級関係の再生産には単に経済的関係にもとづくだけでなく、何らかの経済外的強制が必要であった。

ところが賃労働制の場合、階級関係の再生産が、純粋に経済的関係の内部でなされる。このことを証明したのが、かの取得法則の転変を指摘した部分(同前、六一二～三・六〇九～一〇頁)である。

資本主義的取得法則は、一言では所有と労働との分離として特徴づけることができるが、この所有と労働の分離が、資本主義的生産過程の経済的運動において、なんと所有と労働との統一を意味する商品生産の法則に従ってなされるのである。

もっぱら所有と労働との統一に帰属する商品生産の法則(等価交換)に従って全ての経済過程が進行しながら、その過程の帰結としては、所有と労働との分離が生じる。この商品生産および商品流通にもとづく取得法則の資本主義的取得法則への転変が、純粋に、両階級の間にとり結ばれている経済的関係の内部で行なわれることをしっかり確認しておくことが重要である。

だから、資本主義的生産の出発点たる労働力と労働条件との分離それ自体を準備する本源的蓄積過程では、経済外的強制が大きな役割をはたすことになるのである。

(三) 生産過程を包摂した規定

生産諸条件と労働力との分離は、生産諸条件の所有者と賃労働者という資本関係を生む。そしてこの資本関係が、純粋に経済的関係の内部で再生産されるから、両階級の関係は、経済的支配・隷属の関係となること、このことが明らかとなった。

マルクスは『資本論』第二巻では、視点を変えて次のように述べている。

「資本家と賃労働者との階級関係は、両者がG―A(労働者の側からみればA―G)という行為で対応する瞬間に、既に現存し、既に前提されている。これは売買であり、貨幣関係であるが、購買者は資本家、販売者は賃労働者として前提される売買であって、この関係は、労働力現実化の条件――生活手段及び生産手段――が他人の所有として労働力所有者から分離されるとともに与えられている。」(同二巻、二九・三七頁)

「資本関係が生産過程中に出てくるのは、資本関係自体が流通行為のうちに、購買者と販売者とが対応しあう相異なる経済的根本条件のうちに、彼らの階級関係のうちに、実存するからにすぎない。貨幣――これの本性とともに関係が与えられているのではない。むしろ、この関係の定在こそ、たんなる貨幣機能を資本機能に転化させうるのである。」(同前、第二巻、三〇・三七頁)

ここでマルクスは、資本関係と、資本家と賃労働者との階級関係とを区別している。資本関係の概念は両階級の純粋に経済的な関係である資本主義的生産過程を分析するために用いられてきた。実際『資本論』第一巻主要に出てくるのは、資本関係か、あるいはそれの人格化したものとして資本家と賃労働者であった。もちろん階級としての資本家と労働者もときには出てくるが、それはこの経済的関係の分析における主役としてではない。

それゆえ「何が階級を形成するか」というマルクスの問を解く鍵は、資本関係と階級関係とを区別しているこの第二巻の叙述に求めるべきであろう。

そうすれば、資本関係の前提であり、かつそれがたえず生産過程で再生産される、生産条件と労働力との分離が、ここでは「労働力現実化の条件が個人の所有として労働力所有者から分離される」というように言いかえられており、このことが階級関係の内実とされていることがわかる。

資本関係は貨幣自体の力ではなくて、この階級関係のうちに実存しているとされているのだから、階級を形成するものは、労働力現実化の条件が労働力所有者から分離され、他人の所有となっていること、という経済的条件であることがわかる。

(四) 新たなタイプの政治運動の創出へ

階級の概念の形成について、単に生産手段の所有関係だけでなく、生産過程の契機を包摂することによってはじめて、「ゴータ綱領批判」でマルクスが賃労働制を一つの奴隷制度として批判しているくだりの真意が明らかとなる。

「賃金労働者はある時間のあいだ無報酬で資本家のために(したがってまた剰余価値にむらがる資本家の伴食者たちのために)働くかぎりでのみ、自分自身の生活のために働くことすなわち生きることを許されるということ、資本主義的な生産制度全体の中軸をなす問題は、労働日の延長や労働力の生産性の発展、その緊張度の強化などを通じてこの無償労働をより長くすることにあるということ、かくして賃労働制度とは一つの奴隷制度であり、しかも労働者の受ける支払いがいいかわるいかとにはかかわりなく、労働の社会的生産諸力の発展につれてますます苛酷なものになってゆく奴隷制であること、これである。」(『ゴータ綱領批判』岩波文庫版、四七～八頁)

ここで賃労働者は、単に生産手段の無所有ゆえに労働力を売り渡さざるを得ない、とか搾取されている、というような事柄ではなく、「ある時間のあいだ無報酬で資本家のために働くかぎりでのみ、自分自身の生活のために働くことすなわち生きることを許される」ということが強調されていることに、注意しなければならない。これこそが経済的服従の内容であり、その階級理論に生産過程の契機を包摂して、労働力現実化の条件が他人の所有となっていることの賃労働者にとっての意味をマルクスは語ったのである。

次に、ここでの奴隷制度という言葉の意味は、「ローマの奴隷は鎖によってその所有者に繋がれていたが、賃労働者は目にみえない糸によってその所有者に繋がれている」(『資本論』第一巻、六〇一・五九九頁)という意味であり、その隷属が経済的隷属のことを指していることはいうまでもない。

このように経済的隷属について正しく把握し、マルクスの階級理論を甦させることによって、この隷属を廃止するための政治運動、という政治運動の新たなタイプを創出することが可能となろう。ここではその手がかりだけを指摘するにとどめておこう。

マルクスは『ゴータ綱領批判』の先の叙述につづいて、ラッサールの賃金鉄則説がはたす政治的役割について述べている。

「それはちょうど、奴隷制の秘密を見やぶってついに反乱にたちあがった奴隷たちのなかで、時代おくれの考えにまだとらわれているひとりの奴隷が、反乱の綱領にこう書くようなものである。――奴隷制は廃止されねばならない。なぜなら、奴隷制度のもとでは奴隷を養う費用は低くきめられたある限界をこえることができないからだ！と。」(『ゴータ綱領批判』、四八頁)

奴隷制の秘密は、人が人を人身的に支配・隷属させているところにあった。したがって人身的な隷属からの解放が、奴隷制度廃止の反乱の綱領でなければならない。今日の賃労働制においては、その秘密が労働者の経済的服従にある以上、賃労働制度廃止の政治運動の綱領は、労働者階級の経済的解放でなければならない。

マルクスはさらにつづけて、ゴータ綱領にあった「あらゆる社会的、政治的不平等の除去」という結びの句にコメントをつけている。

「このパラグラフの漠然たる結びの句のかわりに、階級差別が廃止されればそれから生じているあらゆる社会的、政治的不平等はおのずから消滅する、というべきであったのだ。」(同前、四八～九頁)

ここで前に見ておいた国際労働者協会一般規約前文にある経済的服従と、政治的従属等のその他の隷属との関連について述べている部分を思いおこそう。このマルクスの階級と政治運動についての思想が、今日新たなタイプの政治運動を創出していくための出発点にすえられねばならない。

第三章 マルクスの政治理論

国際労働者協会一般規約前文にある経済的服従の観点から新たなタイプの政治運動を創出しようとすれば、この観点を政治理論にまで具体化しなければならない。

ここで政治理論という場合、それは既成のブルジョア政治の批判にもとづいたものでなければならない。

政治は、宗教、道徳、哲学、法などと並んで存在してきた社会意識のひとつであり、しかもそれは社会における階級対立の存在によって、特有の形態をとっている社会意識である。

マルクスは『共産党宣言』で階級的所有の廃止にともなう、「階級的文化の廃止」に言及し、これらの社会意識の特有の形態の解消について展望している。

「階級対立の形はどうあろうとも、社会の一部が他の部分を搾取していたことは、過去の時代の全体に共通の事実である。だから、すべての時代の社会意識が、じつに多種多様であるにもかかわらず、ある共通の形態をとって、すなわち階級対立が完全に消滅するときにはじめて完全に解消するところの形態、意識形態をとってうごいてきたことは、おどろくにあたらない。

共産主義革命は、伝来の所有関係とのもっとも根本的な断絶である。したがって、その発展途上において伝来の諸思想ともっとも根本的に絶縁することは、おどろくにあたらない。」(『共産党宣言』、国民文庫、五四頁)

では政治理論の分野でマルクスは、どのような根本的絶縁を実現したのであろうか。

(一) 社会意識の形態としての政治とその批判

マルクスが自らの政治理論を独自な定式として提出したのは『フォルヴェルツ！』六〇号にのった一論文に対する批判的論評においてであった。その定式は「社会的精神をもってする政治革命」ということであるが、この政治理論は『ユダヤ人問題によせて』執筆中に形成された。

(二) 政治理論の形成過程

いまその形成過程をみよう。

マルクスはバウアーの主張を批判するために、「政治的解放の人間的解放にたいする関係を研究」(全集第一巻、三八八頁)し、国家そのものの批判を行なった。

マルクスはまず、成立している政治的国家(これは中世ヨーロッパのキリスト教を国教とする国家とは区別された、国教を廃止した国家)においてもその成員が宗教を信じているということを具体的に示したうえで、これを政治的国家の宗教的欠陥と考える。

この政治的国家の宗教的欠陥はたしかに問題とされるべきだが、しかしマルクスは、すでにフォイエルバッハが『キリスト教の本質』で展開した宗教批判をふまえており、人間が宗教にとらわれているという現実を批判しようとすれば、その宗教的欠陥を批判するのではなくて、現実の生活における障壁を批判しなければならないことを知っている。というのは「彼らは現世の障壁を除くやいなや宗教的偏狭をもすてる」(同前、三九〇頁)だろうから。

「宗教にたいする政治的解放の関係の問題は、われわれにとっては、人間的解放にたいする政治的解放の関係の問題となる。われわれは、政治的国家を、宗教的欠陥とは切りはなして、それの現世的な構造について批判することによって、政治的国家の宗教的欠陥を批判する。」(同前、三九〇頁)

ここでマルクスが述べている政治的国家の現世的な構造とは結局は下部構造としての市民社会に還元されていくが、その還元されていく過程に、マルクスの政治理論の独自性があらわれている。

(三) 政治的解放の人間にとっての意味

マルクスはこの「現世的な構造」をまずは政治的国家への人間のかかわりの問題と把える。政治的国家は国家が国教から自己を解放することによって成立したが、この解放が人間にとってはどのようになされるか、ということを問題とする。

そうすると、政治的国家においては、人間は国家を媒介にして自分を宗教から解放していることになるが、このような回り道による解放ということ自体宗教的である、とマルクスは主張する。「国家は、人間と人間の自由との媒介者である」ことによって、「キリストが、人間のもつ神性、宗教的偏執のすべてを人間から負わされている媒介者であるように、国家は、人間のもつ非神性、人間的自然さのすべてを転嫁されている媒介者」(同前、三九一頁)となる。

ところで人間がそのうちにとじ込められている障壁から、国家を媒介にして自由になる、ということは、その障壁からの人間の政治的解放ということに他ならないが、マルクスは、私的所有を例にとって、この国家を媒介にした自由の獲得の欠点と長所とを考察する。

普通選挙権の成立は、その資格にあった納税条件の廃止だから、「国家は国家として、たとえば私的所有を撤廃する」が、「けれども、私的所有の政治的な撤廃によって、私的所有は廃止されないばかりか、かえって前提

さえされている」(同前、三九一頁)とマルクスは分析する。

ここから市民社会の分析へはあと一歩である。げんにマルクスは、この考察のあと、市民社会について言及していくが、ここで注目しておくべきことは、マルクスが、政治的国家を分析する際、その「現世的な構造」に着目し、それを「国家を形成する人間」の政治的解放のあり方と把え、これを分析することから政治的解放の宗教性につき当り、こうして政治的解放は人間を現実には自由にするわけではない、ということから、現実の人間の生活の問題に到達したことである。つまり、政治的国家と市民社会との分裂ということがよく語られているが、マルクスの場合、市民社会という人間の現世的な生活における種々の障壁の存在ということを前提にして、政治的国家が人間の障壁からの解放を宣言しているということなのだから、市民社会に対する批判が直接に政治的国家に対する批判としての意義をもたされているのである。

(四) 政治的国家と市民社会

だからマルクスにとっては、政治的国家と市民社会との社会の分裂は、何か二つの本質をもったものへの分裂ではない。それはなによりも、人間の生活における二重性であった。

「完成した政治的国家は、その本質上、人間の類的生活であって、彼の物質的生活に対立している。この利己的な生活のいっさいの諸前提は、国家の領域の外に、市民社会の中に、しかも市民社会の特性として存続している。政治的国家が真に発達をとげたところでは、人間は、ただ思考や意識においてばかりでなく、現実において、生活において、天上と地上の二重の生活を営む。」(同前、三九二頁)

このような人間の二重生活、そこにあっては、従来のキリスト教は、市民社会の精神となるが、そうなることによって、政治的国家は自己をキリスト教国家として完成する、とマルクスは分析する。

政治的国家の成立は、人間が宗教から自己を解放する政治的な仕方に他ならなかったが、そのことが市民社会を成立させ、その精神が宗教となるのだから、この国家とキリスト教国家とを比べると、この国家では「宗教の人間的基礎の現実的な実現」(同前、三九五頁)が認められるから、キリスト教国家としてはより完成されている、というわけである。

こうして政治的国家を形成する人間は、市民社会の生活と政治的生活とが二元的となるから宗教的となるが、また市民社会の精神が宗教となることによっても宗教的となり、さらにまた政治的解放のあり方が回り道を必要とするというその宗教性、つまりは「政治的民主々義はキリスト教的である」(同前、三九八頁)ことからも宗教的となる。

このように、マルクスは政治的国家の宗教的欠陥を、「それの現世的な構造について批判」することによって、三重の欠陥として明らかにした。

これら三重の欠陥のうち、市民社会の精神が宗教となる、という点については、その本格的な批判はやっと『ユダヤ人問題によせて』の第二論文で開始され、『資本論』に到るまでの長期の研究を必要とした。ここでは市民社会批判の未完成という限界はありながらも、この三重の欠陥を摘出したマルクスが、その作業のなかでいかに自己の政治理論を確立していったかを検討しなければならない。

(五) ブルジョア革命における謎

マルクスは『ユダヤ人問題によせて』第一論文の後半では、フランスとアメリカの人権宣言を分析し、二種類の人権があることについて指摘することから論をおこしている。

二種類の人権とは、公民の権利と、それとは区別された人の権利のことなのだが、前者は政治的共同体への参加において行使されるものであり、後者は、市民社会の成員として生活するさいに行使されるものである。

前者は類的存在としての人間の生活に関連し、後者は利己的人間の権利であるとすれば、前者が後者の手段になっているという現実は謎である、とマルクスは見る。

革命の渦中で、「政治的生活は市民社会の生活を目的としたたんなる手段にすぎないと宣言された」(同前、四〇四頁)ことばかりか、革命的実践において、政治的生活の必要上個人の人権を制限するということが起きている時でも、政治的解放者の頭の中では、実践は例外というように考えられ、目的が手段として、手段が目的としてあらわれているが、これも謎である。

マルクスがここで立てた謎は、社会革命の時の革命的実践の側の社会意識と現実との間のズレにかかわる問題であった。論理的に首尾一貫した政治的主張からすれば、当然にも目的となならなければならないものが、現実には手段として処理されていること、この謎に対し、マルクスはブルジョア革命を具体的に、封建制度で組織された社会の解体と新たな市民社会の形成として分析することでこたえる。

(六) 封建制度解体としての政治的解放

「政治的解放は、同時に、人民から疎隔された国家制度が、つまり支配者の権力が、よってたつところの、古い社会の解体でもある。政治的革命は、市民社会の革命である。古い社会の性格は何であったか? それは、ひとことであらわすことができる。すなわち封建制度である。古い市民社会は政治的性格を直接的なかたちでもっていた。」(同前、四〇四頁)

封建制度の下での古い市民社会の諸要素は、例えば農業労働や手工業が、身分制や職業組合といった政治制度と結びついているように、国家生活の要素にまで高められていた。その結果人々の労働組織は社会化されず、社会全体からは分離された小社会にとじ込めることになったが、このような社会全体の細分状態のなかでの生活を人民にたいして普遍的なものとして認めさせる、特殊な、人民から遊離した支配者による国家権力が、小社会のうえにある、とマルクスは分析する。

「この支配者の権力をうちたおし、国家的事項を人民的事項にまで高めた政治革命、政治的国家を普遍的な事項として、すなわち現実的な国家として確立した政治的革命、こうした革命が、共同体からの人民の分離の表現であったいっさいの身分、職業団体、同職組合、特権を粉砕したのは必然的であった。政治的革命は、これによって、市民社会の政治的性格を揚棄した。それは市民社会をその単純な構成部分に、つまり一方では個々人に、他方では、これらの個々人の生活内容である市民的状況を形成する物質的および精神的諸要素に、粉砕した。」(同前、四〇五頁)

このように、マルクスは、政治革命を、具体的なブルジョア革命における封建制度の廃止の問題として把え、分析した。そうすれば「政治的国家の構成と独立の諸個人——身分人や同職組合人の相互関係が特権であったように、諸個人の相互関係が権利である——への市民社会の解消とは同じ一つの行為によって完成される」(同前、四〇六頁)ことがわかり、かつ、市民社会の非政治的人間は、自然的な人間としてあらわれざるをえないことがわかる。

こうして市民社会の成員としての人間は、本来の人間、自然人としてあらわれ、他方、政治的人間、公民は人為的な、法人としての人間としてあらわれる。すなわち封建制度の下での古い市民社会の諸要素は、例えば農業労働や手工業が、身分制や職業組合といった政治制度と結びついているように、国家生活の要素にまで高められていた。その結果人々の労働組織は社会化されず、社会全体からは分離された小社会にとじ込めることになったが、このような社会全体の細分状態のなかでの生活を人民にたいして普遍的なものとして認めさせる、特殊な、人民から遊離した支配者による国家権力が、小社会のうえにある、とマルクスは分析する。

「この支配者の権力をうちたおし、国家的事項を人民的事項にまで高めた政治革命、政治的国家を普遍的な事項として、すなわち現実的な国家として確立した政治的革命、こうした革命が、共同体からの人民の分離の表現であったいっさいの身分、職業団体、同職組合、特権を粉砕したのは必然的であった。政治的革命は、これによって、市民社会の政治的性格を揚棄した。それは市民社会をその単純な構成部分に、つまり一方では個々人に、他方では、これらの個々人の生活内容である市民的状況を形成する物質的および精神的諸要素に、粉砕した。」(同前、四〇五頁)

このように、マルクスは、政治革命を、具体的なブルジョア革命における封建制度の廃止の問題として把え、分析した。そうすれば「政治的国家の構成と独立の諸個人——身分人や同職組合人の相互関係が特権であったように、諸個人の相互関係が権利である——への市民社会の解消とは同じ一つの行為によって完成される」(同前、四〇六頁)ことがわかり、かつ、市民社会の非政治的人間は、自然的な人間としてあらわれざるをえないことがわかる。

こうして市民社会の成員としての人間は、本来の人間、自然人としてあらわれ、他方、政治的人間、公民は人為的な、法人としての人間としてあらわれる

マルクスは謎をたて、そしてそれを解いたが、次に、マルクスが何故あのような謎をたてたかが考察されねばならない。

それは他ならぬ革命的実践の展望を求めてのことであった。マルクスは、フランス革命における革命的実践に対し、先につぎのように述べていた。

「政治的国家が政治的国家として市民社会のなかから暴力的に生まれでる時代、人間的な自己解放が政治的自己解放の形式をとって自己を完遂しようとする時代には、国家は宗教の廃止、宗教の絶滅にまですすむことがありうるし、またすすまないわけにはいかない。しかし、それはただ、国家が私的所有の廃止、最高価格令、財産没収、累進課税にまですすんだり、生命の廃止、ギロチンにまですすんだりするのと同じことである。政治的生活は、それがとくに自負をもった瞬間には、自己の前提である市民社会とその諸要素とをおさえつけて、自己を、人間の現実的で矛盾のない類的生活として確立しようとつとめる。だがこのことは、ただ政治的生活が自己自身の生活諸条件にたいして暴力的に矛盾対立することによってしか、ただ革命を永久のものと宣言することによってしか、可能ではない。だから政治のドラマは、戦争が平和によっておわるのと同じ必然性をもって、宗教、私的所有をはじめ市民社会のいっさいの諸要素の再建をもっておわるのである。」(同前、三九四～五頁)

マルクスは、ここで述べているような革命的実践の限界をわきまえてはいたが、しかし、断固として革命的実践の立場に立っていた。

だから政治革命の理論を革命的実践がのりこえてしまっている、という事態の下でも、政治的解放者の間で、実践は例外にすぎない、というかたちで、目的と手段との転倒にとらわれていたことは重大な問題であった。

マルクスは、政治的解放の人間的解放にたいする関係を研究するにあたり、政治的解放の限界を政治的国家の現世的な構造の分析から明らかにするにとどめず、進んで政治的革命を考察し、そこでの革命的実践を分析しようとしたのであり、言いかえれば政治的解放を勝ちとった革命的実践のなかに人間的解放の展望を読みとろうとしたのであった。

こうしてマルクスは「政治的革命は、市民生活をその構成部分に解消するが、これらの構成部分そのものを革命し批判することはしない」(同前、四〇六頁)とし、時として革命的実践は、政治でもって市民社会の革命を提起したが、それは革命家の側の敗北に終らざるをえなかったことを総括して、人間的解放について展望することができた。

「あらゆる解放は、人間の世界を、諸関係を、人間そのものへ復帰させることである。

政治的解放は、一方では市民社会の成員への、利己的な独立した個人への、他方では公民への、法人への人間の還元である。

現実の個別的な人間が、抽象的な公民を自分のうちにとりもどし、個別的人間のままでありながら、その経験的な生活において、その個人的な労働において、その個人的な関係において、類的存在となったときはじめて、つまり人間が自分の『固有の力』を社会的な力として認識し組織し、したがって社会的な力をもはや政治的な力の形で自分から切りはなさないときにはじめて、そのときにはじめて、人間的解放は完成されたことになるのである。」(同前、四〇六～七頁)

初期マルクスの共産主義論については別に述べるので、ここでは、マルクスが、この人間的解放を実現する主体がプロレタリアートであることを発見したのが、この論文と同時に『独仏年誌』に掲載された『ヘーゲル法哲学批判序説』であったことを指摘するにとどめておこう。

(八) 政治的理解力と社会的欠陥

『ユダヤ人問題について』で展開された政治的国家、政治的解放、政治的革命、つまりはブルジョア政治の批判をふまえ、マレクスは『批判的論評』でプロレタリアートの階級闘争の政治的性格についての素描を与えている。

問題は『フォルヴェルツ!』の一論文がシュレージェンの労働者蜂起について論評していることに対する批判として展開されているのだが、ここではその全体の脈絡をたどることは断念し、マルクスの政治理論が鋭く表現されているいくつかの文章について考察する。

「国家が強力であればあるほど、したがってある国家が政治であればあるほど、その国家の原理のうちに、つまりその国家を自己の能動的で自覚的で公的な表現とする現行社会制度のうちに、社会的欠陥の原因をもとめたり、社会的欠陥の一般的原理をつかんだりすることを、ますますしなくなりがちである。政治的理解力がまさに政治的理解力であるのは、それが政治の枠内で考えるからこそである。政治的理解力は、鋭く、生きいきしていればいるほど、社会的欠陥をとらえることがますますできなくなる。」(同前四三九頁)

市民社会の成員としての人間の権利が自然権としてあらわれ、人間の政治的生活が社会的なものとしてあらわれていることをふまえれば、単に政治の枠内で考える、という意味での政治的理解力が、この社会の社会的欠陥を、自然のうちにある欠陥というように認識するか、あるいは人間の社会性としてある政治生活のなかでの国家制度の欠陥というように認識する他はない。マルクスは続けている。

「政治的理解力の古典時代はフランス革命である。フランス革命の英雄たちは、国家の原理のなかに社会的欠陥の原因を見るどころか、かえって社会的欠陥のなかに政治的弊害の原因を見ている。こうしてロベスピエールは、ひどい貧乏と大きな富は純粋民主々義を妨げるものとしか考えない。だから彼は万人にスパルタ的倹約心をうえつけたいと望む。政治の原理は意志である。政治的理解力が一面的であればあるほど、いいかえればそれが完成していればいるほど、それは意志の全能をますます信じ、意志の自然的かつ精神的限界がわからなくなり、こうして社会的欠陥の原因がますます発見できなくなる。」(同前、四三九頁)

ここでマルクスが「国家の原理」といっているのは社会制度の原理のことである。

マルクスは後で、批判対象の一論文が「政治的精神をもってする社会革命」と述べていることに対置して、「社会的精神をもってする政治革命」を置くが、ここで述べられているロベスピエールの実行しようとしたことが「政治的精神をもってする社会革命」と把えられている。

マルクスは「政治的精神をもってする社会革命」ということが、もし、政治革命に対立する意味での社会革命を念望において語られたのなら不合理であり、そしてそうでないとすれば、従来の政治革命の言いかえにすぎない、と述べているが、これを言いかえと受けとれば、ロベスピエールの綱領と一致することになるのである。

では「社会的精神をもってする政治革命」とはいかなる現実にもとづいているのだろうか。

「一国民の政治的理解力が完全かつ普遍的であればあるほど、プロレタリアートは——すくなくとも運動の初期には——無分別で無益な、かつ流血のうちに鎮圧される暴動で、その力を消耗するものである。プロレタリアートは、政治の形式で考えるために、あらゆる弊害の原因は意志にあるとみ、救済手段はすべて力と特定の国家形態の打倒にあるとみる。その認識は、フランスプロレタリアートの最初の暴発である。……このように彼らの政治的理解力が彼らの社会的本能をあざむいたのである。」(同前、四四四頁)

ではプロレタリアートの社会的本能にもとづいた闘争とはどのようなものだろうか。マルクスはシュレージェン蜂起に則して述べる。

「しかし、労働者が孤立させられているこの共同体なるものは、政治的共同体とはまったく別の現実性と、まったく別の規模とをもった共同体である。労働者自身の労働によって彼らから切りはなされているこの共同体は、生活そのものである。つまり、肉体的および精神的生活、人間の倫理、人間の活動、人間の楽しみ、人間的本質である。人間的本質は人間の真の共同体である。この本質からひどく孤立することのほうが、政治的共同体から孤立することよりも比較にならないほど全面的であり、耐えがたく、恐ろしく、矛盾にみちたものであるが、それと同じように、この孤立をなくすこともまた、そしてこの孤立にたいする部分的反抗すなわち蜂起でさえもまた、人間が公民より、そして人間生活が政治生活より無限であるのと同様、はるかに無限である。だから産業上の蜂起は、どんなに部分的であっても、そのなかに普遍的精神をひそめており、政治的蜂起は、どんなに普遍的であっても、形はどれだけりっぱでも、そのかげに偏狭な精神をかくしているのだ。」(同前、四四五頁)

マルクスは、蜂起というものは、すべて例外なく人間が共同体からひどく孤立しているところでおこると指摘し、政治的解放をめざした蜂起は、政治的共同体からの孤立にもとづくとする。他方、シュレージェン蜂起として現実化した労働者の蜂起は、生活そのものにおける共同体からの孤立にもとづくものとみる。

(七) 革命的実践の展望

マルクスは謎をたて、そしてそれを解いたが、次に、マルクスが何故あのような謎をたてたかが考察されねばならない。

それは他ならぬ革命的実践の展望を求めてのことであった。マルクスは、フランス革命における革命的実践に対し、先につぎのように述べていた。

「政治的国家が政治的国家として市民社会のなかから暴力的に生まれでる時代、人間的な自己解放が政治的自己解放の形式をとって自己を完遂しようとする時代には、国家は宗教の廃止、宗教の絶滅にまですすむことがありうるし、またすすまないわけにはいかない。しかし、それはただ、国家が私的所有の廃止、最高価格令、財産没収、累進課税にまですすんだり、生命の廃止、ギロチンにまですすんだりするのと同じことである。政治的生活は、それがとくに自負をもった瞬間には、自己の前提である市民社会とその諸要素とをおさえつけて、自己を、人間の現実的で矛盾のない類的生活として確立しようとつとめる。だがこのことは、ただ政治的生活が自己自身の生活諸条件にたいして暴力的に矛盾対立することによってしか、ただ革命を永久のものと宣言することによってしか、可能ではない。だから政治のドラマは、戦争が平和によっておわるのと同じ必然性をもって、宗教、私的所有をはじめ市民社会のいっさいの諸要素の再建をもっておわるのである。」(同前、三九四～五頁)

マルクスは、ここで述べているような革命的実践の限界をわきまえてはいたが、しかし、断固として革命的実践の立場に立っていた。

だから政治革命の理論を革命的実践がのりこえてしまっている、という事態の下でも、政治的解放者の間で、実践は例外にすぎない、というかたちで、目的と手段との転倒にとらわれていることが生じ、ここに謎がとけける、とマルクスは展開した。

(九) 社会的精神をもってする政治革命

マルクスの政治理論は、従来革命論、つまりは戦術論のレベルで把えられるか、あるいは共産主義論、つまりは政治思想のレベルで把えられるが、さらには国家論というレベルで把えられることはあっても、政治という社会意識の形態の批判として把えられることはなかった。

しかしここまでであとづけてきたマルクスの政治理論をみた限りでも、政治という形をとった社会意識の批判をマルクスは一貫して追求しており、したがって、この観点から、革命論や共産主義論や、さらには国家論を論じようとしたのがマルクスの理論であり、「政治とは、諸階級のあいだの闘争である。政治とは、解放をめざし、全世界のブルジョアジーとたたかうプロレタリアートの諸関係である。」(『レーニン全集』第三一巻三七三頁)というレーニンの政治についての定義は、この見地から把え返されねばならない。

革命論、共産主義論、国家論については、それぞれあとで論じることにしていることもあり、これまでの展開のなかでこれらに言及すべきところでも、そうすることをさけてきたが、それは他ならぬ、政治という形をとった社会意識批判というマルクス政治理論の原点を甦らせるためであった。

「社会革命が全体の立場にあるのは、それが——たとえ工場地帯におころうと——非人間化された生活にたいする人間の抗議だからであり、現実の個々人の立場にたっているからであり、また個人がそれから切りはなされていることにたいして反抗するような共同体こそ、人間の真の共同体であり、人間的本質だからである。これに反して、革命の政治的精神の本質は、政治的勢力のない階級が、国家制度と支配権からのみずからの孤立をなくそうとする傾向のなかに

(次頁九段へ)

投稿

沖縄における反軍用地闘争への結合の課題

一坪反戦の訴訟提起

六月の日米防衛定期協議は日本帝国主義の洋上防衛能力の強化を眼目としたものであった。

米国防総省当局は、日本の次期防衛力整備五ヶ年計画（五九中業）の達成を「戦略的戦力」と位置づけ、「世界戦略に影響を及ぼす可能性」があると、五九中業のいつわらない性格を明らかにしている。そうしたなかで、沖縄一坪反戦地主会が軍用地強制使用に対する新しい裁判闘争を提起した。

米軍用地収用特措法による強制土地使用期限を八七年五月一四日にむかえることから、防衛施設局は昨年二月末から再度の継続使用手続を開始していた。新たな訴訟提起は、八五年三月二〇日に日本内閣総理大臣が行なった未契約米軍用地の土地使用認定に対し、六月一五日、一坪反戦地主会一五七三人が処分取消を要求したものである。

すでに「権利と財産を守る軍用地主会」（反戦地主会）が認定取消を求める再度の訴訟を、五月一四日に起こしている（前回は八一年）。対象となった土地は嘉手納飛行場滑走路に位置する。

政府は米軍用地収用特措法の強制使用期限五年を十年前後にする動きをみせている。これは再び期限が切れる九二年が軍用地の一斉契約更新期にあたり、一坪共有運動の拡がりに対し、従来の契約地主がその運動に加わる可能性を計算に入れたものといって誤りではないだろう。そして八六年には国体への天皇訪沖がもくろまれている。

一坪反戦地主会の訴訟提起は、土地使用認定に対し、①憲法の恒久平和主義に反し、②特措法の「適正かつ合理的」要件にあたらない、③基地集中（七四・八四％）による地域開発と産業発展の阻害などを争点にしている。

そして、米軍が沖縄占領と同時に住民の土地を「銃剣とブルドーザー」で略奪したこと。更に日本政府は復帰後もこれらの土地を住民に返さず、逆に「公用地法」を強行制定して米軍や自衛隊に使用させていること。基地は一層拡大されて安保条約にいう「極東の範囲」をこえて中東、世界戦略の拠点として位置づけられていること。――訴状はこうした理由を提示している。

ところで米軍用地収用特措法は安保条約発効後の五二年に成立した。それは、砂川闘争をひき起こした立川基地拡張など五〇年代に集中して適用され、六一年相模原住宅地区に対しての適用以来二〇年間も眠っていた。

七二年沖縄復帰にともなって日本政府は「沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律」（公用地法）を定めた。これは七一年一二月に結成され政府との賃貸借契約を拒否した、反戦地主会の闘争に対抗するものであった。七七年には地籍明確化法を新たに制定し、その付則で公用地法の期限を更に五年間延長した。八二年の再度の期限切れの段階で、その間の反戦地主に対する切り崩しの上に立って、先の特措法を日本政府はよみがえらせたのである。

危機の状況と運動

特措法が再登場した時点では、反戦地主会は結成時の三千人から百人程に減少させられていた。同法の発動は、復帰後一〇年を経過した沖縄社会の状況を、日本帝国主義による基地社会化の完成に向かわせるという位置にあった。

こうした危機が特措法の攻撃に対する一坪共有化運動の契機であったといえる。また『新沖縄文学』が第四八号で琉球共和国（社会）憲法草案の特集を組んだのは、八一年六月である。沖縄の大衆運動と共和憲法論との、根のところでつながっているのであるが一定のかい離がある関係は、『世界』八五年五月号の新川―新崎対談などにみることができる。

新石垣空港建設、天皇訪沖の新たな攻撃が加えられている今日の沖縄は、いわゆる「財政主導型ザル経済」（国家資本の還流等々）の特質が固定化したまま、完全失業率五・二％（全国平均二・七％）と復帰後最高の企業倒産件数をかぞえている。日本帝国主義の経済支配の下で労働力の本土流出を含めて、沖縄が相対的過剰人口の一つのプール化していることと、基地問題とが複合した矛盾がつくり上げられている。

沖縄の復帰後社会の状況を、『新沖縄文学』第五九号の「病める沖縄」特集は、メトロポリスからの「物の過剰」による眩わく、幻想性のなかへ物の本質性が消去されていること（世界像をたどることへの困難）などとして、表現している。

今日の沖縄の運動とそのイデオロギーは、こうした状況に直面している。ここでは一坪反戦地主会の性格について触れておこう。

この会がどういうものであるかを紹介するには、次のようにいうのが一番よい。一坪共有化運動に参加した一人ひとりの一坪反戦地主会があるということである。つまりそれだけ定形性がなく、巾の広い組織である。その会報『一坪反戦』創刊号は「組織があって運動があるのではなく、運動がある限りにおいて組織があるのでなければなるまい」と述べている。

会が結成された経緯はさまざまあるが、そもそもの出発は反戦地主会々長の平安氏の提起を受けたものであり、以前からあった「CTS闘争を拡げる会」―名称変更した「琉球弧の住民運動を拡げる会」の延長線上にあるといっても、そう誤りではなかろう。

「復帰」が日米両帝国主義の主導による「返還」へと移り変ってゆくとき、日の丸かかげて「祖国復帰」から赤旗かかげて「反戦復帰」へと変ってゆくのだが、結局「反戦復帰」は敗北としての日本帝国主義への「沖縄返還」であった。

この敗北を沖縄の民衆が敗北として実感しているときに、敗北としてとらえぬこともせぬ部分――この部分が返還後の沖縄県政を握ったのだが――が生み出され、従って島ぐるみの闘争機関としてあった復帰協は、何んの総括も提出できぬままに解体していった。

一坪反戦地主会設立総会での呼びかけ人を代表しての新崎氏のあいさつでは「復帰後一〇年、保守化、本土化、画一化の波が沖縄をおおっている。革新的諸運動は総体として袋小路に追い込まれ、動脈硬化を起こしている。状況を創造的に打開することができず、敵の攻撃の場当り的対応に追われている。……しかし状況のすべてが閉されているわけではない」「革新のマイナス状況は……傍観者的冷笑をもって批判するのではなく、新たな運動の創出をもって批判的にとらえかえすべきである」と述べている。

沖縄「革新」の因果から抜け出そうとする一群の人々が出て来たし、運動が創出されていった。その最重要なものは反CTS闘争であろう。「金武湾を守る会」は当時の革新県政屋良を相手どった闘争となったし、その闘争のなかで創り出されてきた思想は、沖縄の革新（新旧を含めた左翼の）に対して批判的な一群の人々に、強い影響を与え続けてきた。

いわゆる沖縄の自立・独立という潮流の七〇年代における登場も、「金武湾を守る会」の支柱的存在であった故安里清信氏と交わり啓発されることによっていると言いうる。そしてもう一方には、軍用地には一坪たりとも貸さないという反戦地主会の存在がある。

このように様々な運動―闘争、組織、諸個人が、反戦地主会の闘争のもつ意味が、沖縄問題の根幹にかかわるものであるという認識から、「軍用地を生活と生産の場へ」というスローガンのもとに結集しているものである。

反戦地主会の訴状

六月一五日の提訴にあたっての一坪反戦地主会のアピールは「……反戦を口にする多くの人々のうちどれだけが、反戦の志を身をもって貫こうとしたがゆえに不当、不法な扱いを受けている反戦地主の苦闘を彼らの立場に立って理解しようとしているだろうか。私たち一坪反戦地主は、彼らと反戦の志を共有し、『軍用地を生活と生産の場に』取り戻すために、創意工夫をこらしたあらゆる闘いをしたいと考えている。今回の訴訟もその一つである。」として、あらゆる人々に反戦行動へ立ち上ることを訴えている。

親地主の反戦地主会は、現在五つの裁判闘争を闘っている。それは①公用地法違憲訴訟、②衆議院の採決取り消し裁判、③反戦地主に払われている損失補償金の値上げの提訴（契約地主には地料が払われている）、④強制収用認定の取り消し裁判、更に⑤契約地主と反戦地主との差別（例えば契約地主には見舞金、協力謝礼金が払われている）への反戦地主からの抗議を認めた県の収用等の決定に対して、国側が取り消し訴訟をおこしているもの、以上である。

そこでの争点、反戦地主会の主張を、収用委員会採決取り消し訴訟の第九回準備書面に基づいてみてみよう。この書面は『一坪反戦』第二号に掲載され、そこでは、「講和条約発行前と発行後の①土地接収の実態、②土地接収の法的根拠、③土地接収の違法性、に関して端的にわかりやすくまとめられている」と紹介されている。

訴状には、沖縄階級闘争の特性が端的に反映されている。書面は、復帰前の米軍用地の強制使用の実態とその違法性について、沖縄戦直後からの米軍による土地の囲い込みの問題から説きおこしている。沖縄の基地と本土の基地との違いは、沖縄の軍用地をめぐる闘争を理解するうえで不可欠である。（以降の引用文は準備書面から。）

「沖縄の米軍基地の大部分は、終戦直後に米軍の一方的な軍事権力によって接収されたものである。……住民が捕虜収容所に収容されている間に、米軍は沖縄全島のうちから基地として必要な土地を囲い込み、基地建設を進めていった。」（二一頁）

沖縄の米軍基地はこのようなものとして、本土と異っている。

事実行為に対し法的手続きは採られず、米軍権力が戦闘終了後もいすわっていることを、書面はついていっている。土地囲い込みと再接収に対する批判がそれである。

終戦直後には占領地の解放が除々に行なわれたのであるが、それが再接収されてゆくというところにおける沖縄の米軍基地の性格の変化をみておくことが必要である。中華人民共和国の成立を契機に米帝国主義のアジア政策が変化し、沖縄の基地を対中国・朝鮮への前進基地として強大化、長期保有化すべく、土地の再接収が始まった。沖縄の基地の位置はアジアの民族解放闘争の新たな展開に対する、侵略と反革命の前進基地へと変化していった。

講和条約発効前は収用に関する何らの法令もなく、それはまさに「西部劇なみの野蛮さ」によってなされたのであるが、講和後の基地拡大・永久保有には、何らかの法的擬制をつくり出すことが必要であった。講和条約第三条を根拠にしたそれは、これまでの強奪を合法化すると同時に、今後の収用に法的根拠を与えるという二つの役割をもっていた。

準備書面は土地再接収の実態について数々の例をあげて明らかにしている。書面は米軍の布告、布令に対する違法性の批判を、沖縄人民の抵抗と闘争の歴史に依拠して総括的に展開している。その活きた闘争によって、賃貸借「黙契」論等々は批判されるのである。

法令の「整備」にもかかわらず、基地の強化拡大は軍事的要請としてあったから、常に事実が先行する形になり「挙銃とブルトーザーによる強奪」と表現されるものとなった。そこには、「一括払い反対、適正補償、損害賠償、新規接収反対」の「土地を守る四原則」の否定に対する島ぐるみ闘争につらなる、沖縄民衆の激しい抵抗と闘争があったのである。

そうした状況のなかで「契約」の諸擬制があったということである。

米軍用地「契約」の擬制を撃つもの

島ぐるみ闘争は、米軍の代行機関たる琉球政府と米政府との「交渉」によって「妥結」した。この「妥結案」にもとづいて出されたのが布令二〇号「賃借権の取得について」であり、復帰後の土地使用法令の前提をなすものであるが、準備書面はその批判を次のようにしめくくっている。

「……このような『米軍権力の下での契約』、この米軍権力によって制定された布令二〇号の下での『契約』は契約の名に価せず、いかなる意味でも自由な意志にもとづく契約とはいえず、したがって、従来の米軍の『実力による使用』を合法化する法的根拠とはなり得ない。」

訴状は米軍用地の強制使用を批判し、それ故に既使用事実を追認する公用地法・特措法使用認定もまた違法であり「適正かつ合理的」の要件をみたさないというのである。

駆け足で準備書面をみてきたが、法律上の文言のなかにも反戦地主会が、米軍基地支配に対する沖縄農民の闘いの歴史を、その情念を含めて継承しようとしている姿勢をみることができるだろう。

復帰闘争の敗北の総括で川満氏は、理性を拠り所とする階級闘争論に対して、情念を拠り所とすることを内容の一つとして提出した。情念を問題にする場合、理性と切りはなされないであろうという意味でここでいう川満氏の情念とは若干異なるかもしれないが、反戦地主の人達を支えたひとつに情念があり、沖縄の闘争の一つの拠り所としての問題がそこにあるだろう。

この情念はあるいは民衆概念歴史によって支えられたものであり、だから今その継承を唱えるのはよい。沖縄戦は、戦って敗れたという経験ではなくヤマトの犠牲にされたという経験であり、それは「自国」帝国軍隊とも事実上敵対関係に立つという経験であった。また米軍も解放軍などではなく、自由と民主主義をもたらすものでもなかった。だから反戦の基地撤去の思いは、沖縄史をさん奪したヤマト国家・米軍に対する歴史的意識に発するものである。

反戦地主会の人達を支えた歴史的情念は、薩摩の侵略以来からの情念と奥深いところでつながっているだろう。新しくは、第二の琉球処分―講和条約第三条に対するものともつながっている。他方、新たな歴史によって支えられる情念はそこに存在しないのか。先のように歴史的に存在した情念が解決されないままで来た時、新たな歴史によって与えられる思想と理論と結合する。

だから一坪反戦地主会が、反戦地主会と真に結合していこうとするならば、現在の与えられている状況のなかから、現在の情念を探り出してゆく作業が必要だろう。それなくしては連帯はあり得ても継承はできないとおもわれる。

以上のことは、日本のプロレタリアートの沖縄反軍用地闘争への結合にとっても、重要な問題を指示しているに違いない。

民野 洋

（前頁より）

ある。その立場は国家の立場、つまり抽象的全体の立場である。そしてこの抽象的全体たるや、現実生活から切りはなされていることによってのみ存立し、人間の普遍的理念と個別的存立とのあいだの組織的な対立なしには考えられないものである。したがってまた、政治的精神による革命は、この精神の制限された分裂的な性質により、社会を犠牲にして、社会のなかに、一つの支配的集団を組織するのである。」（同前、四四五～六頁）

革命の政治的精神が、政治という形をとった社会意識であり、その形をとることによって生じる、現行の社会制度のうちに、社会的欠陥の原因をもとめなくなる、という欠陥に対し、マルクスは社会革命の立場、革命の社会的精神を対置する。そしてこれこそがプロレタリアートの社会的本能なのである。

「革命はすべて従来の社会を解体する。そのかぎり、それは社会的である。革命はすべて従来の権力を打倒する。そのかぎりそれは政治的である。

〝プロイセン人〟氏よ、きみは言いかえでも、不合理でも、どちらでもえらぶがよい！ だが、政治的精神をもってする社会革命なるものが言葉の言いかえであるか、あるいは不合理であるかにつれて、社会的精神をもってする政治革命はそれだけ合理的になるのである。いやしくも革命というもの――現存権力の打倒と従来の諸関係の解体――は一つの政治行為である。だが革命なしには、社会主義は実現できない。社会主義は、破壊と解体を必要とするかぎりで、右のような政治行為を必要とする。しかし、社会主義の組織活動がはじまり、その自己目的、その精神があらわれるようになると、社会主義は政治的ヴェールをかなぐりすてる。」（同前、四四六頁）

社会的精神をもってする政治革命とは、結局は、政治の枠を従属化した社会的理解力にもとづいた政治運動ということである。このような新たなタイプの政治運動は、たしかに社会意識がとる政治という形を超えている。そしてこの政治思想が、国際労働者協会一般規約前文にある思想と一致していることも明らかである。

社会的精神をもってする政治革命は、こうして政治という社会意識の形態を批判することによってしか実現しえないのだが、それ自身が政治運動として存在しているために、常にそれは、政治という社会意識の形態にとらえられるという条件の下にある。このことが、かの政治革命が、永続革命として文化革命を展開しなければならない根拠でもある。

今日までの共産主義運動が、いまだ新たなタイプの政治運動を現実化しえていないことの主要な要因はこうした事情にある。だから政治という社会意識形態の批判が決定的に重要なのである。

（つづく）

（八頁より）

の維持と不可分であり、先進資本主義国における非差別規範をとりこんだいわゆる「新コーポラティズム」傾向したがって管理強化を同時にともなう、というような制約矛盾につき動かされている他はない。こうした「反対に作用する傾向」に対して、我々は改良闘争の肯定的位置をふまえつつも、国家への社会保障拡充要求、障害者雇用促進等の行政闘争がもつ成型化の否定的側面に反対し、上記のプロレタリアート独裁の綱領の実現への文化的内実をもった運動をつくり出していく必要がある。

共産主義19号

・発刊にあたって
・第一部
『資本論』第三巻の研究
Ⅰ．利潤論と商業資本論
Ⅱ．信用論研究入門
・第二部
朝鮮民族主義と「脱亜入欧」

優生保護法改悪と障害者解放について

はじめに

七二年と八三年とに自民党政府は、優生保護法改悪案を通常国会に上程しようとしたが、激しい反対運動によって、前者(「経済的理由」削除と胎児条項新設)は国会に上程したものの審議未了で廃案となり、後者(「経済的理由」削除のみ)はついに国会へは上程されなかった。しかし自民党は改悪を断念したわけではなく、自民党内の意見統一を計りながら次への準備をすすめている(例えば〝優生保護法等検討小委員会〟中間報告が八三年五月一八日に提出されて次への準備が画策されている)し、反対運動内部での障害者と婦人との間の「産む産まないは女の自由」論をめぐる対立があり、これらの問題について労働者階級はいかなる綱領的見地をとるかについての視点を提起しておくことにしたい。(婦人解放の綱領的見地からの批判は続稿で行なう予定である。)

(1) 優生保護法改悪の本質

八三年の改悪案が「経済的理由」での中絶条項の削除のみであったから目をくらませられるかも知れないが、七二年の時には「経済的理由」削除(中絶規制強化)とそれに加えて胎児条項(「胎児チェック」)新設とを目指したものだから、この場合はっきりと優生思想(「不良子孫出生防止」)にもとづく政策強化だということがわかる。八三年の場合はいわゆる消去法でもって優生政策強化をうかびあがらせるという改悪の仕方なのであり、つまり人工妊娠中絶事由が1、2、3、5項となり、5項(暴行、脅迫等による姦淫にもとづく妊娠の中絶)を除き、障害者に対するものが浮びあがるのであるから、七二年の場合と狙いが変わってきているというわけでもない。労基法改悪等々の婦人に対する搾取・抑圧の強化と共に、障害者解放運動がプロレタリアート人民の闘争のなかで確実に位置を獲得してきていることに対する反動攻勢、管理強化としてまずある。中間報告が「あるべき改正の方向は、優生保護法全体を今日の社会にふさわしく、かつ、実効性のあるものにしていくことである」というように、支配階級は第二次世界大戦直後の諸条件から、変化した現在の諸条件下で、優生政策の強化を目指しているのである。

しかし、問題は「婦人への抑圧」「障害者抹殺」にとどまらない。自民党政府はこの優生保護法改悪策動を通して、労働者階級に対し、優生思想をひとつの環とした排外主義・差別思想攻撃をかけてきているのである。

七〇年代の日本帝国主義の他の帝国主義との国際競争及び第三世界への経済侵略は、日本資本主義の世界資本主義としての力量形成―独占体の構造の再編成(多国籍企業への転換)、産業構造の国際分業化、国際的規模での労働力編成等を条件として押し進められた。しかし、こうした過程は第三世界の反帝闘争、民族解放運動の日本帝国主義への矛先の強化と国内の労働運動、民衆運動の国際的視野からの日本帝国主義への反発を多様な形で拡大させてきた。社会主義の権威の回復の遅れの下での労働運動の右傾化という状況を帝国主義は見据えつつ、労働者階級と被抑圧民族、婦人および障害者などとの運動の結合の分断を、労働者階級に対する様々なイデオロギー攻撃で計ろうとしている。優生思想がはらんでいる差別思想、優劣思想は、抑圧民族と被抑圧民族との間、障害者と健常者との間、女性と男性との間等の問題に対する帝国主義ブルジョアジーの側からする社会分断政策の思想のひとつなのである。優生保護法改悪反対闘争をつうじて、労働者大衆は、社会的矛盾が「優生」とかの国家的「保護」＝法制化によって解決されるという「臣民」的意識と実践から自由にならなければならない。労働者階級は、優生思想と政策とをひとつの道具とした日本帝国主義の侵略・反革命へ向けた排外主義攻撃、抑圧強化に対して抗し、障害者解放、婦人解放等に対する階級的政治をプロレタリアートの社会革命の要求と結びつけてつくりあげていく必要があるだろう。

(2) 優生思想の敵対性

1

優生思想は世界観としても機能しており、社会問題を生物学的手段によっての「人種改良」にもとづいて実現しようとするものであり、社会的経済的条件の改造を拒否する思想である。優生思想は社会ダーウィン主義の中心思想であるがこの社会ダーウィン主義についてE・トバックは次のようにのべている。

「三つの仮定が社会ダーウィニズムの基礎となっている。「A、種形成ならびに生存についての進化の過程を人類に適用する場合、それは、生物的有機体として人類を分類することに関係するだけでなく、社会化や文化的制度を含めた人類の行動にも関係する。B、行動を決定するのは遺伝過程である。環境と遺伝は別個のものであり、たがいに相容れないと考えられる。……C、人間社会を含め、あらゆる社会は権力と支配によって層化されている。これらの層化を決定するのは遺伝過程である。」(『科学の名による差別と偏見』新曜社八四頁)

優生学はイギリスのフランシス・ゴルトンによって最初に提唱された。彼はダーウィンの『種の起源』(一八五九)に影響され、一八六九年に『遺伝的天才』を著わした。その冒頭で次のように優生思想を披瀝している。「本書で私が明らかにしようとすることは、人間の自然的な能力も全生物界における形態や肉体的な特徴が遺伝するのと厳密に同一の制約のもとに遺伝によって得られるのだということである。したがって、この制約のもとにあっても細心の選択によって足が早いとかその他何でもよいが特異な能力をもった犬や馬の永続的な品種が容易に得られるように優れた素質をもった民族を思慮ある結婚を数世代続けることによってつくり出すことは決して不可能なことではない」。彼は生物学領域の論議を大胆に人間の領域にまでもちこんで「適用」したのである。更に、彼は一八八三年に優生という言葉(良い種ということを意味する)をつくりだし、一八九二年にワイスマンが獲得形質遺伝を否定する学説をとなえ、一九〇〇年にはメンデルの遺伝法則が再発見された後、それらの影響の下に、一九〇四年に優生学を「ある人種の生得的質の改善に影響を及ぼすすべての要因を扱かう学問、またその生得的質を最善の状態に導こうとする学問」と定義した。

優生学は学問にとどまらず、優生運動、優生政策としても推し進められた。例えばイギリスでは一九〇七年に優生教育協会が成立し、アメリカ合衆国では二〇世紀初めごろから「優生学資料室」「進化実験所」がつくられ、後には「アメリカ遺伝学連盟」「アメリカ養育者連盟」等が設立され、これらに参加する優生学者は優生運動にも熱心であった。そして日本では一九二四年に「愛国運動としての優生運動」を推進する「日本優生学協会」が誕生した。国際的には一九一二年に国際優生学会が設立されて、ロンドン大学で第一回学会が開かれ、英、仏、独、米、トルコ、伊、スペイン等から参加したという。

ゴルトンが優生思想の面から考案した「人種改良」策は、「虚弱者」に僧院行きをすすめたというほどのものであったが、その後の優生施策は積極策(つまり良い遺伝子をもっていると思われる人間の結婚や多産を奨励するもの)と消極策(悪い遺伝子を排除するもの)とが考えられた。しかし積極策は殆んど行なわれず、「劣等」な人間に対する消極策がとられたのであった。つまり「生ませない」という施策であり、これは例えば「産児制限は特に貧しい人々の間でこそ行なわれるべきである。なぜなら貧しく、不節制で、しかも精神的にも肉体的にも劣った人間がますます増えれば、やがて社会は弱々しく劣性な子供に占領されてしまうことになるからである云々」(ドライダール)とのように産児制限運動にも投影し、そして特に、アメリカ合衆国では断種法が制定され、一九三一年までに三〇州で強制断種法が成立し、この面での先進国であった。断種が適用された人々は、退院前のらい患者、梅毒患者、精神薄弱者、前科三犯以上の累犯者、性犯罪者等であった。日本では、ナチスによって一九四〇年五月に「国民優生法」を成立させ、「遺伝性精神病、遺伝性精神薄弱、強度且悪質ナル遺伝性病的性格オヨビ遺伝性身体疾患、強度ナル遺伝性奇形」を対象とし、一九四一年から三年間に遺伝性精神病と診断された三〇六人、遺伝性精神薄弱と診断された九四人、遺伝性病的性格と診断された一一人、遺伝性身体疾患と診断された二〇人、遺伝性奇形と診断された四人の計四三五人が断種された。

ナチス・ドイツが、この優生政策で悪名をはせたのは「生ませない」＝断種という政策だけではなしに更に進んで字義通りの抹殺という独自の政策をとったからである。一九三三年に遺伝病子孫防止法が公布され、この法律にもとづく断種は、一九三四年の一年間だけでも五万六千人の障害者(精神薄弱四〇%、精神分裂病二五%、てんかん一三%、アル中五%その他)に及んだとされる。一九三九年にはヒトラーから「安楽死計画」が指令された。不治と判断された患者には「慈悲殺」が許可され、この場合の判断基準となったものは結局のところ、労働能力の有無と人種の如何であったという。この計画によって一九四一年までに主として精神障害者を中心にして約七万人が殺害され、そしてまた四〇〇万とも六〇〇万ともいわれるユダヤ人が戦時中に殺された。

こうして、社会ダーウィニズム―優生思想は、社会問題の解決は社会改造によって解決せねばならないという思想に敵対し、遺伝決定論によって社会は人の手によって変えられないものだという考えをふりまき、階級社会を合理化するということをその核心にもっているのである。

2

かつて、一九世紀末から二〇世紀はじめ頃にかけてイギリスやドイツの進歩派や社会主義者、一九二〇年代前半のソ連、それに婦人運動家等が優生学を受容していた点についてふれておく必要がある。優生学はファシズムや右翼の思想としてのみ規定されるものではなかったし、当時は社会改革に論拠を与えてくれるものと思われていたのである(特に獲得形質遺伝が否定される以前は)。

このように進歩派、社会主義者、婦人運動家等をもとらえた優生学はなぜそれほどまでに社会に受け容れられたのか。その点について米本昌平は当時の精神史的背景の特徴をあげている。

「一九世紀後半から戦前にかけね科学は大変高い地位にありました。科学はあらゆる思考、あらゆる判断の基盤でありました。科学史にドレーパー＝ホワイト史観とも呼ぶべき立場があります。一言で言えば、近代科学は中世的キリスト教的迷蒙に抗して一歩一歩正しい世界観を築きあげ、ダーウィンの進化論で最終的な勝利を収めたとする見解です。……かつてキリスト教が行っていた多くの役割を科学が引き受け、いわば〝宗教〟とは違うもう一つの宗教〟となります。そして科学的根拠にのみ則った新しい生活形態を追求するさまざまな生活改善運動が現われます。優生学の成立もこの動きの一つとしてみることもできます。優生学の創始者であるフランシス・ゴルトンは優生学が『新しい宗教として道徳の中に組み込まれること』を最終の目標としていました」(「現代史のなかの優生学」―『技術と人間』八〇年三月号所収)

ナチズムの優生政策の残虐さによって、優生運動は一般的には信望を失なっていったが、しかし、優生思想そのものがなくなっていったというわけでなく、姿形をかえて例えば新マルサス主義と結びついて人口政策、バース・コントロール、家族計画運動の中に浸透していっているし、またアメリカの優生学会は社会生物学会と名称がえをしている。そして現在、生物学、遺伝子工学の発展と人工受精、胎児チェック等の技術の発達の中で、優生思想は〝科学主義〟を伴なった新たな装い(DNA決定論)をもって再登場してきているのである。

(3) 障害者解放の綱領問題

この点に関連する事柄を横塚晃一著『母よ！殺すな』からとり出してみよう。「この改正案(優生保護法改正案のこと―引用者)によると『障害児』とわかったとたん、しかも母親の胎内にまでさかのぼった状態で天下晴れて〝合法〟の名のもとに抹殺できるわけです。この法律でいうところの不良な子孫とは一体誰れにとっての不良なのでしょうか。生産第一主義の社会においては、生産力に乏しい障害者は社会の厄介者、あってはならない存在として扱われてきた！」(一〇八頁)。

ここには「生産第一主義の社会においては、生産力に乏しい障害者」としてとらえられている。現在の社会は勿論、資本主義的生産様式が支配的な社会であり、資本家は労働者の労働力を商品として購入し、賃労働させる。その場合賃労働者は個々の労働力商品として評価され、それが社会的平均労働力を有しているものでなければ資本家は購入しないであろう。そうでなければ生産性(つまり剰余価値の生産)をあげられないからである。個々に社会的平均労働力商品であるか否かと評価されるから、障害者は低労働能力者と評価され、それを基本的視点として「劣等者」「弱者」という障害者観がつくりだされてくるのである。

他方、労働生産性という場合、一般的には、結合労働力の生産性としてあるのであって、個々の労働生産性としてあるのではない。我々は介護の「社会化」を主張しそしてこの「社会化」は労働の部門において貫かれるべきだと考える。障害者の労働は介護労働と密接不可分な結合されたものとしてとらえられ、そうしたものとして生産過程に組み込まれるべきなのである。そして、こうしたことを追求するということは、例えば同一労働同一賃金というスローガンに含まれている限界性つまり男女差別、民族差別に対しては進歩的であるが、資本主義経済の土台の上での制限として、健常者の労働と障害者の労働との「不平等な労働給付能力」からする賃金格差の問題については解決しないという点についての反省を迫られるであろうし、又、生活手段を得るという労働観で主要に構成されている賃労働観、消費文化、しかして社会的生産過程に対する反省が、健常者、障害者ともに要求されてくるであろう。

我々はプロレタリアート独裁の実践的綱領として次のように主張する。共産主義社会建設へ向けて、労働不能者に対しての消費元本を社会的総生産物のうちから控除することは常識であるが、例えば旧紅旗派の綱領が言うように障害者はこの消費元本控除が対象とする労働不能者ではない。障害者の解放のために障害者が自らを社会的労働の担い手となる必要があり、介護労働を生産過程の不可欠の契機として組み込まねばならない。更に彼ら自身が社会活動に参加をかちとる必要があるが、社会は彼らの社会活動のために必要な社会的交通手段と介護労働とを保障せねばならない。障害者の自己拡張の抑圧としての障害者差別を廃止するためには、社会的生産過程を障害者が同じく労働者と位置づけられるように拡張することを前提条件として、新たな生産文化、コミューンの社会文化を開花させなければならないのである。

(三面より)

継続、労働法のさらなる大改悪(八〇年一二月末)に賃金凍結政策を加重している。それは外国資本への新市場提供にかかわる緊縮政策の足場であり、労働者の生活苦に直結して、長時間労働、産業災害頻発とあわせ、自然発生的な労働運動の潮位が上ってきている。

とりわけ、労働法改正運動にみられる単位組織別運動様式からの脱皮、質的発展の様相に注目しなければならない。彼らの当面のスローガンは、労働三権の保障、最低賃金制の実施、八時間労働制の確立である。先進資本主義国の労働者が彼らの闘争を支持して闘うことは重要である。

八〇年代の韓国労働運動を総括的にとりあげたものとしては、『現場』第二集(八五年一月)の金鎮玉論文があり(その主要部分は前掲『韓国の労働者はいま』に訳載されている)、労働手記をはじめ数多くの運動文献が登場している。例えば運動史総括が続々と現れていることが、いかなる綱領問題上の画期を意味するか、われわれは考えてみるべきである。

『民主化の道』は次のように続けている。「継続的な外債累積とそれによる元利金償還負担は外国独占資本の国内市場進出を必然化させる。」(一三頁)

八四年七月の外資法緩和は、投資規制のネガティブリストへの変更、投資比率制限の撤廃、認可基準の緩和という大幅なものであり、日米資本独占の新たな争奪的進出にみあったものであった。なかでも、GMやIBM、富士通などの自動車・情報機器部門における米日の対抗的進出が大きな特徴である。これは対中国市場をふくむ各国際独占の競争、戦略に位置づけられたものである。

銀行・証券市場では、バンクオブアメリカの四九%出資による韓美銀行設立(八二年)、三和銀行、横浜銀行の進出があり、東海銀行による合弁リース会社設立などの一方では、八三年までに日本の四大証券会社が進出を果し、とりわけ、メリルリンチなどによって韓国証券市場への国際投資信託会社(コリア・ファンド)が八四年九月にまずアメリカで設立されている。

韓国銀行に大幅赤字をもたらしている外為甲勘定は、八三年には三四億九千万ドルに達していた。最近では、外国銀行支店が有価証券投資(元利金支払を政府が保証)などを増加させ、コール取引を減少させていることが、韓国市中銀行の悪化状態をさらに促進している。

八四年四月の外銀規制緩和方針は後に延期されてはいるが、韓国銀行の悪化状態を背景としており、かくして、金融的従属によって経済政策を管理されたうえで、韓国資本市場が国際独占の、いわゆる金融革命に支えられた直接的争奪市場と化しているのである。

植民地経済社会は帝国主義によってくり返し鋳型にはめこまれてきた。今日のそれは、経済的には多国籍企業形態の資本輸出と、それにもとづく国際的金融制度の確立という条件のもとで、その金融市場を媒介とした国際資本独占の力による直接的鋳直しである。

だがそれは、民族植民地問題に対するオルタナティブを経済的社会的革命の深さとして基礎づけ、危機の同時性を強めているものに他ならない。

プロレタリア国際主義はこのことを対象化したものでなければならず、労働者はそこにおいて政治観と実践との回路をつくり上げ、永続革命にして同時革命の大道に出なければならない。

(文責・岩木　九郎)

資本主義社会における介護の「社会化」は、生産過程では障害者を劣悪な搾取材料、競争材料として利用・選別し、またそれがブルジョア国家の福祉政策の対象物としての障害者の地位

(七頁九段左へ)